

# 入札説明書

[総合評価落札方式]

(国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用  
保守業務)

令和6年3月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（総合評価落札方式）（令和6年3月29日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

#### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名：国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務
- (2) 契約期間：契約締結日から令和12年2月28日まで（ただし、当研究所が環境大臣より認可を受けた現在の中長期計画は、令和7年度までの期間である。よって、環境大臣より、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5による次期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする旨の条項を定めた契約書を請負者と締結する。）
- (3) 仕様：別添の民間競争入札実施要項及び調達仕様書による。
- (4) 履行場所：同上
- (5) 入札保証金：免除
- (6) 契約保証金：免除
- (7) その他：本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

#### 2. 競争参加に必要な資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて「A」又は「B」の等級に格付されている者であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 技術力のある中小事業者であって、当該入札にかかる物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者、または中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等の交付先中小企業であり、当該競争に係る製品の製造に関する技術力を証明できる者においては、(2)に示す等級以下に格付けされた者であっても、入札に参加することができる。
- (6) 入札者自らが当該借入物品を貸付ける能力を有する者であること。又は、第三者をして貸付けようとする者にあつては、その能力を有することを証明した者であること。
- (7) 当該借入物品又はこれと同等の類似品に係る製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。
- (8) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) その他国立研究開発法人国立環境研究所が民間競争入札実施要項（4 入札参加資格に関する事項）に定める要件を満たすこと。

#### 3. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、本入札説明書（民間競争入札実施要項及び調達仕様書等含む）に基づき提案書を作成し、4. の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当研究所から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4. 提案書等の提出期限及び提出場所等

入札に参加しようとする者は、次に従い提案書等を提出すること。

提出期限：令和6年5月20日16時00分まで

提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775（担当：山田）

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限り、期限必着とする。）することにより提出するもの

とし、電送によるものは受け付けない。

提出書類等：民間競争入札実施要項（P. 9～10）に定める（ただし、質問書、入札書及び委任状を除く）以下の書類を提出すること。なお、民間競争入札実施要項に記載していない事項を以下のとおり補足する。

**【提案書】**

6部提出すること。また、提案書の頭紙には担当者の連絡先を記載すること。

**【下見積書】**

内訳書を含めること。なお、当該内訳書は可能な限り詳細に記載すること。

**【競争参加資格審査結果通知書の写し】**

補足事項なし。

**【法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）】**

入札公告日以降に交付されたものとする。なお、写しも可とする。

**【主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報】**

提出書類の例として次の書類を示す。ただし、以下の例示書類により上記で求める情報が記載されていない場合は、当該情報が記載された追加書類を提出すること。

- ・会社概要（パンフレット等の使用も可）
- ・商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたもの）
- ・会社定款（最新のものであり、前記の商業登記簿謄本と記載内容が同一であることが確認できるもの）

**【入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類】**

協定書（またはこれに類する書類）の写しを提出すること。

**【指名停止等に関する申出書】**

指定様式とする（別紙5）。

**【誓約書】**

本請負について完了できることを証明する書類（別紙6）

**【労働保険料等納入証明書及び社会保険料納付証明（申請）書】**

労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、提出すること。

## 5. 提案書の審査

提出された提案書は、民間競争入札実施要項別添2の評価基準書に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、当所において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の可否については、開札日の2営業日前までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

## 6. 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和6年6月10日14時00分

場所：国立研究開発法人国立環境研究所 地球温暖化研究棟1F 温暖化棟会議室1  
（茨城県つくば市小野川16-2）

## 7. 入札説明書等に対する質問

（1）入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

受領期間：令和6年3月29日から令和6年4月25日まで。

提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775（担当：山田）

提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする。

（データ送付先：chotatsu@nies.go.jp）

なお、メールの件名を【質問の提出（国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務）（担当：山田）】とすること。

※本公告掲載先と同一ページに掲載

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和6年5月10日10時00分から  
令和6年6月10日14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所HP（本入札説明書掲載先と同一ページに掲載）

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

## 8. 入札説明会の日時及び場所

日時：令和6年4月16日13時30分

場所：国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館 II 3F 中会議室  
（茨城県つくば市小野川16-2）

説明会に参加希望の場合は電子メールにより [chotatsu@nies.go.jp](mailto:chotatsu@nies.go.jp) あて参加人数等を記載の上、送信すること。

なお、メールの件名を【入札説明会への参加（国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務）（担当：山田）】とすること。

また、応募状況によっては、複数人での参加を不可とする場合がある。その際は、当研究所から改めて連絡するものとする。

## 9. 資料の閲覧

従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等（民間競争入札実施要項のP. 9参照）の閲覧を希望する場合は、7. (1) 記載の担当者に連絡・日程調整をし、民間競争入札実施要項の別添3を提出の上、当研究所にて閲覧できるものとする。

## 10. 入札及び開札

(1) 入札書には、入札参加者の住所、氏名を記入のうえ押印し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札金額については1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載すること。

(5) 入札書は、別紙の書式により作成し、封かんのうえ提出するものとする。なお、電送による入札は認めない。

(6) 新型コロナウイルスによる感染症（COVID-19）の感染拡大防止のため、郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。

①提出期限：令和6年6月7日 16時00分まで

②提出場所：本入札説明書4. と同じ

(7) 入札書を提出する場合において、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない（入札書を郵送する場合は委任状も同封すること。）。また、開札に立ち会う者が上記代理人等と異なる場合には、別途委任状を持参しなければならない。

(8) 入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

(9) 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

- (10) 開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (12) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

#### 1 1. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

#### 1 2. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 1 3. 落札の決定

総合評価落札方式とし、民間競争入札実施要項（P. 12）のとおりとする。

#### 1 4. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う（入札書については、応札者において適当部数コピーの上、事前に用意すること）。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない場合においては、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

#### 1 5. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 「13. 落札の決定」によって決定される落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 前項の場合において、当該者のうちくじを引かない者があるとき又は、直接くじを引くことができないときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

#### 1 6. 落札内訳書等の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳は可能な限り詳細に記載するものとする。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。
- (4) 落札者は、落札者の決定後に当研究所が様式を提示するリース取引状況の書類を提出するこ

と。

#### 17. 低入札価格調査制度の実施

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札決定を保留の上、低入札価格調査を実施することとし、落札者となるべき者はこの調査に応じなければならない。低入札価格調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 18. 契約書等の提出

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。

また、別紙7の契約書様式は、(案)として示したものであり、民間競争入札実施要項及び本契約書案の条項との整合性等を勘案し、甲乙協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

#### 19. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格、総合評価点について、開札場において発表するとともに、後日公表するものとする。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、当所において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

#### 20. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

#### 21. 契約情報の公表について

① 落札及び随意契約の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

② 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づく公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開するなどの取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお

願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報(人数、職名及び当法人における最終職名)

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月中に締結した契約については原則93日以内)

◎添付資料

別紙1 入札書

別紙2 委任状(代理人用)

別紙3 委任状(復代理人用)

別紙4 暴力団排除等に関する誓約事項

別紙5 指名停止等に関する申出書

別紙6 誓約書

別紙7-1 契約書案(賃貸借)

別紙7-2 契約書案(保守)

民間競争入札実施要項(調達仕様書等含む)

(別紙1)

# 入札書

金 \_\_\_\_\_ 円

件名 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務

上記金額をもって、貴所入札説明書（民間競争入札実施要項及び調達仕様書含む）承諾の上、入札します。

なお、御採用のうえは確実に履行いたします。

また、入札説明書別紙4の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

# 入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円

件名 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務

上記金額をもって、貴所入札説明書（民間競争入札実施要項及び調達仕様書含む）承諾の上、入札します。

なお、御採用のうえは確実に履行いたします。

また、入札説明書別紙4の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

令和××年××月××日

住 所 ○○○○

商号又は名称 △△△△

役職・氏名 代表 ☆☆ ☆☆ または  
(復) 代理人 ◎◎ ◎◎

※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙2)

令和 年 月 日

## 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和6年3月29日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所  
商号又は名称  
役職・氏名

### 記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :  
担当者名 :  
責任者名 :  
TEL :  
E-mail :

(別紙3)

令和 年 月 日

## 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
役職・氏名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和6年3月29日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸一式及びネットワークシステム運用保守業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所  
商号又は名称  
役職・氏名

### 記

#### 1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先  
部署名 :  
担当者名 :  
責任者名 :  
TEL :  
E-mail :

(別紙4)

## 暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写し等を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報等を警察に提供することについて同意します。

## 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(別紙5)

令和 年 月 日

## 指名停止等に関する申出書

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

「国立環境研究所ネットワークサービス機器貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」に係る提案書等の提出に当たり、各府省庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各府省庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、提案書等の提出を取り下げます。

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙6)

令和 年 月 日

## 誓 約 書

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

「国立環境研究所ネットワークサービス機器貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」の提案書等提出に当たり、下記のとおり誓約します。

記

落札者となった場合は、「国立環境研究所ネットワークサービス機器貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」に係る入札説明書（民間競争入札実施要項及び調達仕様書含む）の記載事項を遵守の上、貴所と契約を締結し、確実に本件業務を履行します。

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙7-1)

## 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、下記の条項により契約を締結する。

### 記

1. 件 名 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務
2. 契約金額 賃貸借料総額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)  
月額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和12年2月28日  
ただし、令和8年4月1日以降の契約の効力について、環境大臣より、独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第35条の5による次期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする。
4. 契約保証金 免除
5. 履行場所及び業務内容 別紙民間競争入札実施要項、仕様書及び提案書のとおり

### (総 則)

第1条 乙は、民間競争入札実施要項、仕様書及び提案書を遵守し、甲に対し物品の賃貸、保守、運用支援等を行うものとし、甲はその対価として代金を支払うものとする。

### (物件及び引渡)

第2条 物件及びその設置場所は次のとおりとし、甲の検収完了をもって物件の引渡しがあったものとする。

[物件の表示]

国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務

[設置場所の表示]

仕様書のとおり

### (契約期間の変更)

第3条 甲及び乙は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成18年法律第51号) 第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

2 前項において、契約内容を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

### (完了報告)

第4条 乙は、契約期間中の暦月を単位として、当該月終了後すみやかに甲に契約履行完了の旨を書面により報告しなければならない。

(検査)

第5条 甲は、前条の報告を受けた後10日以内に検査を行わなければならない。

(請求の方法)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、当該月分の請求を甲に対して行うものとする。

(支払の方法)

第7条 甲は、前条の規定により、乙から適法な請求を受けたときは、請求書を受領した日から60日以内に支払うものとする。

(運用支援)

第8条 乙は、甲に対し、物品の賃貸借期間中、別添仕様書に基づく運用支援を行うものとする。

(ソフトウェアの使用許諾)

第9条 乙は、甲に対し、本契約所定の条件に従ってソフトウェアの使用を許諾する。ここで、ソフトウェアとはプログラム及びその関連する資料をいう。

2 前項のソフトウェアの所有権又は著作権が、乙のそれに属するものではなく、第三者からの使用許諾を必要とする場合は、甲は、当該第三者の使用許諾を別途契約により得るものとする。

また、乙は、甲が当該第三者から当該ソフトウェアの使用許諾を得るのに必要な情報の提供を行うとともに、甲と当該第三者との間をとりもち、甲が当該第三者からできる限り速やかに当該ソフトウェアの使用許諾を得られるように協力しなければならない。

3 甲は、第1項及び前項で使用許諾されたソフトウェアを別紙に記載する物品以外に使用しないものとする。

4 甲は、第1項及び第2項で許諾された使用权を第三者に譲渡し若しくはその再使用を設定し、又はソフトウェア及びこれらの複製物を第三者に譲渡し若しくはその他の方法で使用させてはならないものとする。

(複製の禁止)

第10条 甲は、前条で使用許諾を得たソフトウェアをバックアップ以外の目的で複製してはならない。マニュアル等乙から引渡しを受けた関連資料で、複製禁止されているものについても同様とする。

(善管注意義務)

第11条 甲は、乙から引渡しを受けた物品及びこれらのものに内包され又はこれらのものに関連して、乙から提供を受けた技術情報等は乙の所有に属する知的財産であることを認め、その取扱いに当たっては、慎重な注意をもって管理するものとする。

2 甲は、物件をあらかじめ乙の指定する温度・湿度・そのほか良好な環境に保つとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(担保責任)

第12条 乙は、第9条に規定するソフトウェアにプログラム上の欠陥があることが明らかになったときは、無償で遅滞なくこれを修理し、又は欠陥のないソフトウェアと取替えるものとする。

2 乙は、第9条に規定するソフトウェアで、乙の所有権又は著作権に帰属しないソフトウェアにプログラム上の欠陥があることが明らかになったときは、甲と当該ソフトウェアの所有権又は著作権を有している第三者との間をとりもち、当該第三者をして遅滞なくこれが修理され、又は欠陥のないソフトウェアと取替えられるように協力しなければならない。

3 甲は、第9条に規定するソフトウェアに欠陥があることを発見したときは、直ちに乙にその旨を通知し、修理又は取替えに必要な限度において、乙が甲の施設及び設備を使用することを認めるものとする。

(ソフトウェアの改良等)

第13条 乙は、第9条に規定するソフトウェアの賃貸借期間中は無償で甲の運用に合致したソフトウェアの改良、改訂、機能追加及び必要に応じた支援等を行うものとする。乙の所有権または著作権に帰属しないソフトウェアについても、甲と当該ソフトウェアの所有権または著作権を有している第三者との間を取り持ち、当該第三者をして当該ソフトウェアの改良、改訂、機能追

加及び必要に応じた支援等が行われるように協力しなければならない。この場合における費用は乙が負担するものとする。

(保険契約)

第 14 条 乙は、自己の負担において物件に動産総合保険を付保するものとする。

(保守)

第 15 条 乙は、物件が常に完全な機能を保つために、自己の負担において保守を行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による修理又は調整の場合はこの限りでない。

(代替機器の提供)

第 16 条 乙は、自己の責に帰すべき事由により物件の故障が長期間にわたり、保守に日時を要して甲の業務に支障をきたす場合は、甲の要求により、乙の負担において速やかに当該故障機種と同性能を有する物品を使用できるように対処するものとする。

(物件)

第 17 条 賃貸借期間中において、物件の一部撤去又は変更の必要が生じた場合は、事前に甲乙協議して対処するものとする。

(損害賠償金)

第 18 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。なお、この場合において乙の付保する動産総合保険で補填される額は、この損害額から控除するものとする。

(守秘義務)

第 19 条 乙は、賃貸借期間中において知り得た甲の業務上の秘密について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(契約の解約)

第 20 条 甲は、自己の都合により、賃貸借期間内にこの契約を解約しようとする場合は、解約しようとする日の3ヶ月前に文書をもって乙に通知するものとする。

2 甲及び乙は、相手方が正当な理由なくして違反したときは、前項の規定にかかわらず相手方に書面をもって通知し直ちに本契約を解約することができるものとする。

(途中解約等における料金計算)

第 21 条 前条の規定により本契約が途中解約された場合、または乙の保守不完全により物件が停止した場合及び乙の責に帰すべき事由により物件を使用できない期間があった場合の賃貸借料金は、次式により算出した額とし、金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{当該月の賃貸借料} = \frac{\text{当該月の使用日数}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{月額賃貸借料金}$$

(物件の撤去)

第 22 条 本契約が終了もしくは途中解約され、甲から第 2 条に定める物件の撤去の申し出があったときは、乙は自己の負担において速やかにこれに応じなければならない。

(紛争または疑義の解決方法)

第 23 条 この契約について甲乙間に紛争を生じたときは、双方誠意をもって協議のうえ、これを円満に解決するものとする。

(協議事項)

第 24 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

※本契約書様式は、（案）として示したものであり、民間競争入札実施要項及び本契約書案の条項との整合性等を勘案し、甲乙協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

(別紙7-2)

## 契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務
2. 契約金額 保守等費用総額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)  
月額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約期間 自 契約締結日 至 令和12年2月28日  
ただし、令和8年4月1日以降の契約の効力について、環境大臣より、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5による次期中長期計画の認可を受けることを停止条件とする。
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別紙民間競争入札実施要項、仕様書及び提案書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別紙民間競争入札実施要項、仕様書及び提案書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

- 2 乙は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ書面において、再委託先に委託する業務の範囲及び経費、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法(以下「再委託先等」という。)について記載しなければならない。
- 3 乙は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、第2項又は第3項により再委託を行う場合には、乙が甲に対して負う義務を適切に履行

するため、再委託先の事業者に対し民間競争入札実施要項の「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取するものとする。

5 第2項から第4項に基づき、乙が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て乙の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、乙の責に帰すべき事由とみなして、乙が責任を負うものとする。

※再委託等の取り扱いについては、「契約における再委託等の取扱いについて」(当研究所HPに掲載)も参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saitaku.pdf>

#### (監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書、仕様書及び提案書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

#### (業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求め等る等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

#### (契約内容の変更)

第7条 甲及び乙は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

2 前項において、契約内容を変更するときは、書面によりこれを定めるものとする。

#### (契約の解除)

第8条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が解約を申し出たとき。

(2) 乙が本契約を履行しないとき、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。

#### (違約金)

第9条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

#### (報告)

第10条 乙は、契約期間中の暦月を単位として、当該月終了後、速やかに甲に契約履行完了の旨を書面により報告しなければならない。

#### (検査)

第11条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 12 条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した日から 60 日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第 13 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できるものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、乙に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（その不適合が甲の指示によって生じた場合を除き、乙が当該指示が不適當であることを知りながら、又は乙の過失により知らずに告げなかった場合を含む。）において、その不適合を甲が知った時から起算して 1 年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第 1 項又は第 2 項の場合において、甲は損害賠償を請求することができる。

(守秘義務)

第 15 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(本契約に関する疑義の決定)

第 16 条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。  
この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2  
国立研究開発法人国立環境研究所  
理事長 木本 昌秀

乙

※本契約書様式は、（案）として示したものであり、民間競争入札実施要項及び本契約書案の条項との整合性等を勘案し、甲乙協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

---

国立環境研究所

ネットワークサービス機器賃貸借一式及び  
ネットワークシステム運用保守業務

民間競争入札実施要項

---

国立研究開発法人国立環境研究所

## 目 次 -

1 趣旨 .....	3
2 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項 .....	3
3 実施期間に関する事項 .....	8
4 入札参加資格に関する事項 .....	8
5 入札に参加する者の募集に関する事項 .....	9
6 国立環境研究所ネットワークサービス機器一式及びネットワークシステム運用保守業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項 ....	10
7 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 .....	13
8 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の請負業者に使用させることができる国立環境研究所財産に関する事項 .....	13
9 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借及びネットワークシステム運用保守業務一式請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項 .....	14
10 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務請負者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項 .....	17
11 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 .....	18
12 その他業務の実施に関し必要な事項 .....	18
別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示	
別紙2 組織図	
別紙3 運用業務フロー	
別添1 調達仕様書	
別添2 評価基準書（技術審査チェックシート）	
別添3 入札関係資料閲覧に関する誓約書	
別添4 守秘義務に関する誓約書	

## 1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「当研究所」という。）は公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務」（調達名は「国立研究開発法人国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものである。

## 2 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 国立環境研究所ネットワークシステムの概要

#### ア 対象となる国立環境研究所ネットワークシステムの概要

##### (ア) 国立環境研究所ネットワークシステムの経緯

当研究所計算機システムは、昭和 50 年 3 月から「大型計算機システム」として導入され、ネットワークについても徐々に拡充してきた。平成 19 年 3 月更改時には、それまで一括調達していたコンピュータシステム（スーパーコンピュータ等）とネットワークシステム（基幹ネットワーク各種ネットワークサービス提供サーバのハードウェアと運用保守業務）とを分離調達とし、基幹ネットワークと各種サービスを提供するサーバ及び運用保守からなるネットワークシステムを構築し、情報セキュリティ対策の強化策等を追加しながら、平成 31 年 3 月からはネットワークサービス機器を本構内（オンプレミス）の仮想化基盤に集約して運用している。

##### (イ) 国立環境研究所ネットワークシステムの構成

（令和 5 年 7 月時点）

- A ユーザアカウント数：約 1,200 人
- B サーバ台数：約 35 台（本調達範囲外のシステムは除く）
- C クライアント端末数：約 3,500 台
- D 拠点数：3 拠点

- ① 国立環境研究所つくば本講（所在地）茨城県つくば市小野川 16-2
- ② 同 福島拠点（所在地）福島県田村郡三春町深作 10-2
- ③ 同 琵琶湖分室（所在地）滋賀県大津市柳が崎 5-34

#### イ 対象業務の内容

対象業務はハードウェア調達及び保守運用体制からなる。国立環境研究所ネットワークシステムのハードウェアは、基幹ネットワーク機器、ネットワークサービス機器（各種サービス提供サーバ群）からなるが、今回の調達時においては、基幹ネットワーク機器の調達は行わず、ネット

ワークサービス機器に合わせて当該機器の運用のみ調達に含むものとする。

本業務を実施する民間事業者（以下「請負者」という。）は、以下の通常業務を行うことにより、サービスを安定的に供給することとする。本調達に含まれる内容は以下の通り、その詳細は「別添 1 調達仕様書」（国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務仕様書、以下、「仕様書」という）に示す。

(ア)ハードウェア調達

・ネットワークサービス機器（仮想化基盤サーバ）

イントラネット用

ネームサービス

所内ポータルサービス

内部 DB サービス

DHCP サービス

ログ管理サービス

コンテンツ管理サービス

公開サーバ（DMZ）用

Web サービス

ネームサービス

外部 DB サービス

・バックアップサーバ

(イ)運用管理業務

上記調達物品の管理に加え、基幹ネットワーク機器を含むネットワークシステムの運用管理を行う。そのためにつくば本構に常駐保守要員 1 名以上を配置のうえ、その他、運用管理業務に必要な体制については、常駐又は非常駐（遠隔操作や駆け付け対応等）での体制や業務の実施方法等について提案すること。

なお、遠隔操作等による保守を提案する場合には、それに伴って必要となる情報セキュリティ対策を含め提案すること。また、これに要する費用や機器等についても提案に含めること。

① 運用管理手順書等の作成

・運用管理業務に係る手順書等の作成等を行う。

② 機器等の管理

・セキュリティパッチの適用、設定変更対応等の機器等の管理を行う。

③ アカウント管理

・機器等の各種利用アカウントの管理を行う。

④ ホスト名管理

・DNS ホスト名の管理を行う。

⑤ 構成管理

・機器等の構成管理を行う。

⑥ その他の運用管理業務

- ・請負者は、チームリーダー及び支援チームを置き、必要に応じて、保守要員の支援等を行う。
- ・チームリーダーは、当研究所からの指示を保守要員へ伝達するとともに、指示に対する結果報告等、本業務における請負者側の業務管理等を行う。
- ・保守要員は週1回の NIES 担当者との打ち合わせに出席する。保守要員及びチームリーダー又は支援チームは月1回の定例会議に出席する。
- ・支援チームは、情報セキュリティ対策や障害発生時等の解決に向けて、より専門的な知見が必要となる場合の支援体制とする。
- ・チームリーダー及び支援チームについては非常駐とし、本業務専任でなくても良いものとする。

#### ウ 請負業務の引継ぎ

##### (ア) 現行請負者又は当研究所からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者（又は当研究所）から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者（又は当研究所）の負担となる。

##### (イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等より、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

(ウ) 引き継ぎに際して、それぞれの請負者（前項(ア)の現行請負者及び請負者、(イ)の請負者及び次回請負者）の経費は各自の負担とする。

#### (2) 確保されるべき対象業務の質

##### ア 業務の内容

本システムの運用・管理に当たっては、以下のサービスレベルを目標とし、これを満たすための具体的な方策を提案すること。

導入後、定例運用会議においてサービスレベルの達成状況について報告し、サービスレベル未達成時には原因分析及び具体的な改善案を提案し、これらについて当研究所担当者との協議の上、適切な対応を図ること。

以下に示す機器及びサービスに関するハードウェア障害への保守体制の共通事項として、当研究所担当者からの連絡又は自動通報に対して、一次切り分けで部品交換が必要と判断してから交換部品等を冗長化されていないものは6時間以内、冗長化されているものは48時間以内に提供する体制を平日8:30～17:30の間、整えること。

##### イ サービスの可用性

サービスの可用性は99.9%以上とする。可用性は以下の計算式で計算する。

可用性 (%) = { 1 - (1か月の停止時間) ÷ (1か月の可用予定時間) } × 100

※ 1か月の可用予定時間 = (1日あたりの可用予定時間 × 1か月の日数) - 計画停電等により

サービスが提供できない時間

計画停電等（停電、メンテナンス、実験等で意図して止めなければいけない場合）

#### ウ サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、以下に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント（SLA）を締結すること。

##### ① 運用管理業務の回答率

職員等からの 15 時までの問合せに対する 17 時 30 分までの一次回答率、及び 15 時以降の問合せに対する翌勤務日（午前）10 時 30 分までの一次回答率は 95%以上とすること。一次回答として、原因が特定できない事象や対処法が定まっていない場合については状況報告を行うこと。回答率は以下の計算式による。

回答率（%）＝（設定時間内の回答数）÷（設定時間内の問合せ数）×100

##### ② 障害連絡時間

(ア) 職員等からインシデントを受け付けた場合には、すべて 1 時間以内に一次切り分けを行うこと。

(イ) 統合運用システム又は外部監視により検出された障害において、各機器ベンダー等の保守要員に指示・応援を仰ぐ場合は、すべて 1 時間以内に連絡すること。統合運用システムについては、国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の調達仕様書の「2 要求要件の詳細【用語】」で説明している。

##### ③ 作業遅延の件数

国立環境研究所が示す所定の期日までに作業が完了しない件数は 0 件であること。対象となる作業を以下に示す。

- ・ウイルス対策、セキュリティパッチの適用等のセキュリティ管理
- ・アカウント登録、メール登録等のアカウント管理
- ・IP アドレスの付与、DNS サーバへの登録等の構成管理
- ・その他、当研究所担当者が要請する作業

#### エ サービスレベルアグリーメント（SLA）の改訂

設定した管理項目、管理指標値、保証値等については、必要に応じて見直しを実施し改訂するものとする。改訂の契機は以下のとおりとする。

- ① 国立環境研究所及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- ② 国立環境研究所及び請負者双方が必要と認めた場合

#### オ サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る免責事項

以下の場合は、サービスレベルアグリーメント（SLA）の適用外とする。

- ① 災害又は請負者の責に帰すことのできない理由により電源供給が停止した場合
- ② 国立環境研究所及び他の調達事業者の過失又は故意による障害の場合
- ③ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害復旧が行えない場合
- ④ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害監視が行えない場合
- ⑤ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害通知の受信ができない場合

- ⑥ 本調達範囲外の機器に起因する障害
- ⑦ NIES 及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合（災害対策基本法に基づく災害緊急事態の布告及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態の宣言などが行われる場合を含む。）

カ サービスレベルアグリーメント（SLA）に係る是正措置

請負者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント（SLM）を組織し、1ヶ月ごとにサービスレベルアグリーメント（SLA）の達成状況の確認を行い、請負者の責による未達成項目がある場合、請負者は以下に示すような措置により達成度合いの向上に努めること。

- ① 未達成の項目に対する改善策（仕組みや手続きの見直し等）を提示し、研究所の承認を得た上で対策を講じること。また、そのために必要となる作業等は請負者の負担で行うこと。
- ② 改善策の実施効果を実施の月より3ヶ月間、1ヶ月ごとの達成状況報告とともに報告し、研究所の承認を得ること。

(3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

ア LAN の運用管理業務の実施全般に対する提案

請負者は、別途定める様式に従い、運用管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

イ 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

特に、新しい仕組みや自動化技術の導入による効率化、請負者の臨時的な人員の拡充などによる提案が望ましい。

(4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当研究所は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から60日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当研究所は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限り、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当研究所に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請

負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当研究所が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。なお、構築は業者決定後速やかに開始し、令和7年2月28日までに完了すること。

表 3-1 国立環境研究所ネットワークシステム 運用スケジュール

	令和6年度				令和7-10年度				令和11年度			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
国立環境研究所ネットワークシステムの運用												
		機器納品 2/28 検収			運用開始（令和7年3月1日）							
				引継 期間 2月末まで								

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、A又はB等級に格付けされている者であること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
- (7) 当研究所及び環境省における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会

社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。)でないこと。

(9) 調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行う CI0 補佐及びその支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者でないこと。又は、CI0 補佐等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）でないこと。

(10) 単独で対象業務を行えない場合、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正な業務を遂行できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(9)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

(注) 入札参加グループとは

本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

(11) 本業務を統括管理する部門は、ISO9001 及び ISO27001 を取得していること。

## 5 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) スケジュール

入札公示：官報公示	2024年（令和6年）	3月下旬
入札説明会（つくば本講開催）		4月上旬
質問受付期限		4月下旬
入札書（提案書）提出期限		5月上旬
提案書の審査		6月上旬
開札及び落札予定者の決定		6月上旬
落札予定者に関する暴力団排除のための照会		6月中旬
契約締結		7月上旬
引継期間 始期		契約締結後
引継期間 終期	2025年（令和7年）	2月下旬
検収	2025年（令和7年）	2月28日
新システム稼働開始	2025年（令和7年）	3月1日

なお、従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別添3「入札関係資料閲覧に関する誓約書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。

### (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札説明後の質問受付

入札公告以降、当研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会后に、当研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提案書等

別添2「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の請負総合評価基準書(案)」に示した各要求項目について具体的な提案(創意工夫を含む。)を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

ウ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書  
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

エ 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類

オ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類  
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

カ 競争参加資格審査結果通知書の写し

令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)の「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」のいずれかにおいて、A又はB等級に格付けされた競争参加資格を有する者であることを証明する審査結果通知書の写し

キ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類

ク 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(直近のもの)

ケ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

コ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

サ 指名停止等に関する申出書

各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

シ 誓約書

本請負を完了できることを証明する書類

6 国立環境研究所ネットワークサービス機器一式及びネットワークシステム運用保守業務を実施す

る者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添2「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務総合評価基準書（案）」を基本とする。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、入札プロセスの中立性、公平性等を確保するため、当研究所のCIO補佐に意見を聴くものとする。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（提案書による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分

価格点の配分：技術点の配分＝1：2

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (500 点満点)} + \text{技術点 (1,000 点満点)}$$

(2) 決定方法

総合評価基準書（案）の評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、1つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 500 \text{ 点}$$

イ 技術点の評価方法は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として500点与える。

(イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書（案）に基づき、加点部分の評価を行う。なお、「創意工夫の発揮可能性」に関する加点部分の評価は、以下の評価基準に基づき評価し、それぞれの評価に応じた乗数を、当該項目に設定した配点に掛け合わせて点数化する。

① 評価基準と乗数

評価	評価基準	乗数
A	「B」の内容を満たした上で、仕様の内容以外に当研究所にとって有益と判断できる追加提案がされている。	100%
B	「C」の内容を満たした上で、運用管理業務の効率化や生じうるリスク・課題への効果的な対応策が具体的に記載されている。	70%
C	実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）について、本業務と関連づけて有効な提案がなされている。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、他社との比較優位性の観点から具体的に記載されている。	30%
D	実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）について、本業務と関連づけて有効な提案がなされていない（なされていると認められない）。	0%

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

技術点＝基礎点（500点）＋加点（500点）

#### (4) 落札者の決定

ア 総合評価基準書（案）に示す全ての要求要件を満たし、入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、予算決算及び会計令第84条の規定に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当研究所の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ 調査の結果、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき

ウ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

#### (5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当官等が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

#### (6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な

期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

## 7 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### (1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目標の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

### (2) 資料の閲覧

以下の資料については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、入札書提出期限の前日までの間において、所定の手続きを踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当研究所は法令及び機密性等に問題がない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

- ア サーバ構成図
- イ ネットワーク構成図
- ウ サーバシステム設計書
- エ 運用手順書等
- オ 月例作業報告書
- カ 運用支援一覧表

## 8 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の請負業者に使用させることができる国立環境研究所財産に関する事項

### (1) 国立環境研究所財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要な電気設備
- イ その他、当研究所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

### (2) 使用制限

ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ当研究所と協議した上で、当研究所の業務に支障を来さない範囲内にお

いて、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借及びネットワークシステム運用保守業務一式請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講ずべき措置

ア 報告等

(ア) 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当研究所に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当研究所に報告するものとし、当研究所と請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

(ア) 当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項の規定に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うための措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条の規定により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、当研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適切な管理を行わなくてはなら

ない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当研究所の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、別添4「守秘義務に関する誓約書」に署名し、遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当研究所は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

### (3) 契約に基づき請負者が講ずるべき措置

#### ア 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

#### イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

#### ウ 権利義務の帰属等

(ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承認を受けなければならない。

#### エ 契約不適合責任

(ア) 当研究所は、請負者に対し、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合（その不適合が当研究所の指示によって生じた場合を除き、請負者が当該指示が不相当であることを知りながら、又は請負者の過失により知らずに告げなかった場合を含む。）において、その不適合を当研究所が知った時から起算して1年以内にその旨の通知を行ったときは、その成果物に対する修補等による履行の追完を請求することができる。

(イ) (ア)の場合において、当研究所が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、当研究所は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(ウ) (ア)又は(イ)の場合において、当研究所は損害賠償を請求することができる。

#### オ 再委託

(ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らか

にした上で、当研究所の承認を受けなければならない。

(エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

#### カ 契約内容の変更

当研究所及び請負者は、本業務の質の確保の推進、又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第 21 条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

#### キ 機器更新等における民間事業者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い、運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。

(イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。

(ウ) 当研究所の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき。

#### ク 契約の解除

当研究所は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当研究所に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第 22 条第 1 項イからチまで又は同項第 2 号の規定に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

#### ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条

項」に従うものとする。

コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当研究所は、当契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当研究所から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責、危険負担

当研究所及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して7年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当研究所と請負者との間で協議して解決する。

10 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務請負者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限

る。)について求償することができる。

- (2)請負者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

## 11 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

### (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当研究所は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和 10 年 5 月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年度末時点に状況を調査する。

### (2) 調査項目及び実施方法

#### ア サービスの可用率

業務報告書等により調査

#### イ 運用管理業務の回答率

業務報告書等により調査

#### ウ 障害連絡時間

業務報告書等により調査

#### エ 作業遅延の件数

業務報告書等により調査

### (3) 意見聴取等

当研究所は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

### (4) 実施状況等の提出時期

当研究所は、令和 10 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、CIO 補佐及び外部有識者の意見を聴くものとする。

## 12 その他業務の実施に関し必要な事項

### (1) 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の実施状況等の監理委員会への報告

当研究所は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

### (2) 国立環境研究所の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：国立環境研究所 環境情報部情報システム基盤室 職員

検査職員：国立環境研究所 環境情報部情報システム基盤室長

### (3) 本業務請負者の責務

- ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。
- ウ 請負者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- エ 請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条の規定により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

### (4) 著作権

- ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。
- イ 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイにかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

### (5) 国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1 「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務調達仕様書」に示すとおりである。

## 「従来の実施状況に関する情報の開示」

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)			
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 件 費	常勤職員		-	-	-	
		非常勤職員	-	-	-	
	物件費		-	-	-	
	請 負 費	役務	47,395	47,395	47,395	47,395
		機器・回線等料	10,925	10,925	10,925	10,925
		その他	-	-	-	-
計(a)			58,320	58,320	58,320	58,320
参 考 値 (b)	減価償却費		-	-	-	
	退職給付費用		-	-	-	
	間接部門費		-	-	-	
(a) + (b)			58,320	58,320	58,320	58,320
(注記事項)						
国立環境研究所では、民間競争入札の対象である国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務の全部を請負契約により実施している。						
なお、支払金額は、一般競争入札の落札額である。						
※ 請負業務のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。						

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(運用業務従事者)					
非常駐要員 (管理者)		2	2	2	2
常駐要員		1	1	1	1
(運用業務従事者)					
(業務従事者に求められる知識・経験等)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な運用支援の内容は、ネットワーク新技術への対応、NIESNET の運用への対応、外部向け・内部向けの Web サーバ、DB 等の運用に関する事項等である。ただし、一部、本調達外の自営サーバの監視や技術的な助言に関する対応が含まれる場合があるため留意すること。</li> <li>・各運用支援項目については、適宜、各サービス停止時のメール通報、リモート監視体制等による効率的な監視体制を適切に取り入れることにより、迅速かつ効率的な支援を行うこと。</li> </ul>					
【非常駐要員 (管理者)】					
・非常駐要員として管理者を配置し、懸案及び進捗管理を適時実施すること。					

【常駐要員】

- ・常駐要員のうち、1名はネットワーク管理の経験を有すること。
- ・常駐要員のうち1名は、Web サーバ管理、DB 構築の経験を有すること。
- ・常駐要員が急病等のため対応困難な場合は即時、代替要員を現地に派遣し対応すること。
- ・常駐要員の対応時間は原則として通常勤務時間帯とする。

(業務の繁閑の状況とその対応)

令和元年度	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
ホスト、ユーザー等登録作業	319	156	227	221	194	133	269	107	72	192	724	2,614
NW利用者設定(メール)	235	58	175	90	130	63	86	50	32	88	294	1,301
機器接続設定(DNS)	7	9	4	38	43	9	151	12	17	24	5	319
ファイル交換サーバ設定	38	48	23	47	9	41	9	29	7	19	29	299
メーリングリスト設定	5	23	3	24	2	1	1	1	4	5	9	78
Firewall設定	14	6	7	2	0	1	3	10	3	9	8	63
VPN設定	6	1	2	1	2	0	2	0	1	30	377	422
その他	14	11	13	19	8	18	17	5	8	17	2	132

令和2年度	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
ホスト、ユーザー等登録作業	675	572	156	347	153	160	104	126	72	122	415	2,902
NW利用者設定(メール)	268	527	92	177	85	70	30	49	38	42	322	1,700
機器接続設定(DNS)	6	4	20	30	5	24	17	24	2	45	11	188
ファイル交換サーバ設定	15	13	17	67	17	29	9	30	11	8	16	232
メーリングリスト設定	18	0	7	2	0	1	6	0	0	1	14	49
Firewall設定	29	7	3	5	16	2	6	5	3	5	5	86
VPN設定	334	19	10	33	13	6	19	7	6	1	30	478
その他	5	2	7	33	17	28	17	11	12	20	17	169

令和3年度	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
ホスト、ユーザー等登録作業	370	381	436	306	104	146	112	143	55	55	372	2,480
NW利用者設定(メール)	293	222	346	136	47	77	70	76	31	39	297	1,634
機器接続設定(DNS)	6	53	12	2	6	3	10	12	6	3	4	117
ファイル交換サーバ設定	13	35	13	106	12	35	9	7	3	4	20	257
メーリングリスト設定	15	8	25	7	3	2	0	10	0	0	4	74
Firewall設定	4	9	4	14	2	4	5	1	3	0	28	74
VPN設定	36	34	22	23	19	17	15	25	8	8	18	225
その他	3	20	14	18	15	8	3	12	4	1	1	99

令和4年度	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(件)
ホスト、ユーザー等登録作業	201	145	145	282	116	79	161	118	82	75	468	1,872
NW利用者設定(メール)	103	87	25	217	86	34	65	64	41	25	303	1,050
機器接続設定(DNS)	28	26	3	18	5	18	68	26	11	25	19	247
ファイル交換サーバ設定	15	3	1	6	0	3	2	3	1	1	5	40
メーリングリスト設定	4	3	2	0	0	0	3	3	0	2	9	26
Firewall設定	15	5	2	5	2	3	4	6	1	3	9	55
VPN設定	30	14	106	29	10	14	10	10	11	2	121	357
その他	6	7	6	7	13	7	9	6	17	17	2	97

(注記事項)

- ・上記件数は、利用者からの要請を情報管理室が確認したうえで、請負業者に依頼した件数である。
- ・「NW利用者設定(メール)」や「メーリングリスト設定」等は、人事異動月及び前月に多く発生する作業である。
- ・「その他」としては、「会議室無線LANアカウント設定」、「プロジェクトサーバ登録」などがある。

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

(つくば本構)

**【施設】**

施設名称：地球温暖化研究棟増築部 2F 居室

使用場所：ネットワーク保守員室

**【設備】**

国立環境研究所 貸与：

内線電話 3 台 (PHS 2 台)、机 4 台、袖机 4 台、椅子 5 脚、キャビネット 3 台、PC/Mac 1 2 台、LAN スイッチ 4 台

請負者所有：

文房具、請負会社連絡用携帯電話 1 台、内線電話 2 台、PC 7 台

(外部拠点)

・福島支部：福島県田村郡三春町深作 10-2

・琵琶湖分室：滋賀県大津市柳が崎 5-34

※外部拠点においては常駐する必要はない。

### 4 従来の実施における目標の達成の程度

(単位：%)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
Web サービス	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0
その他のネットワークサービス	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0

(注記事項)

特になし

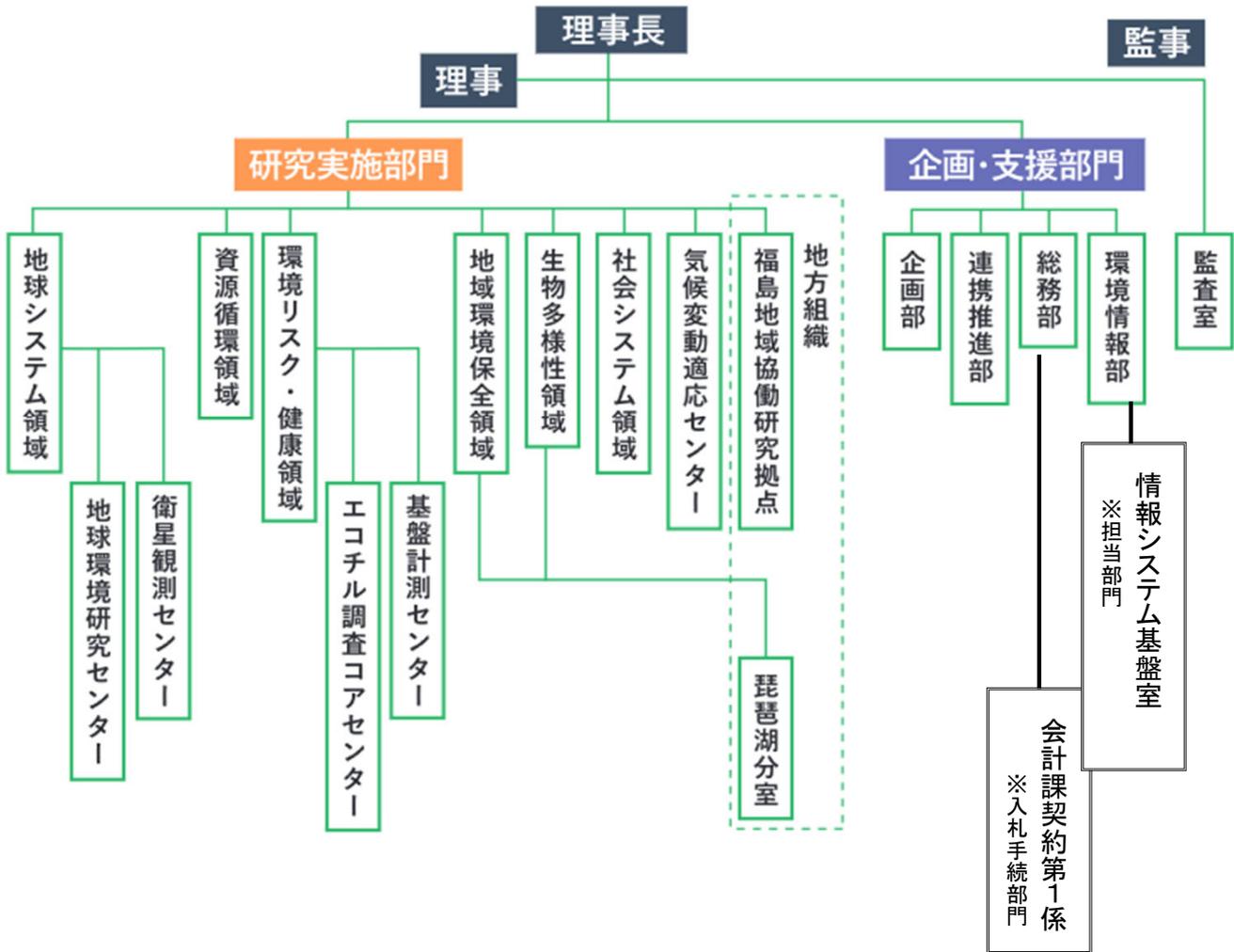
### 5 従来の実施方法等

従来の実施方法 (業務フロー図等)

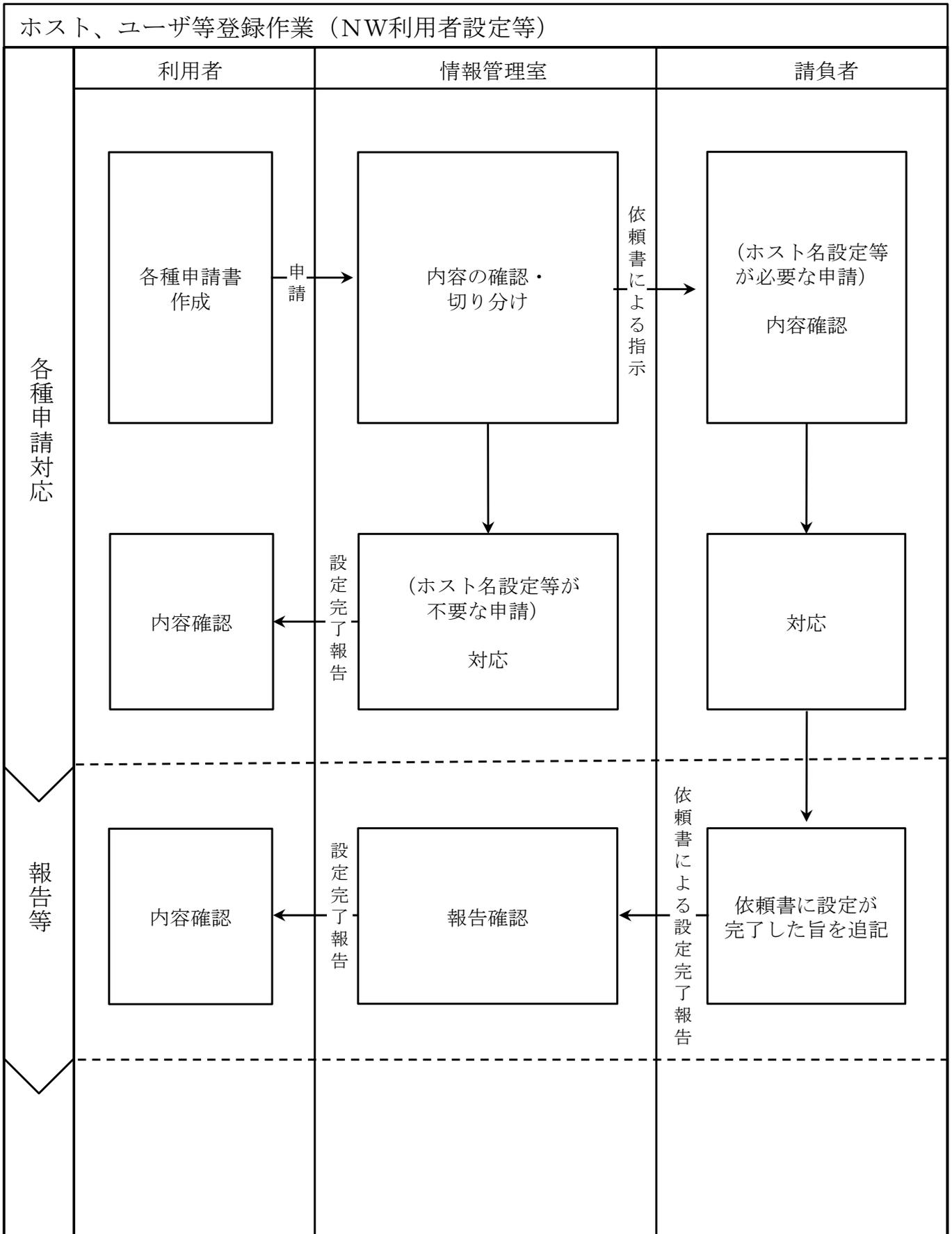
別紙 2 (国立環境研究所組織図)

別紙 3 (業務フロー及び業務区分)

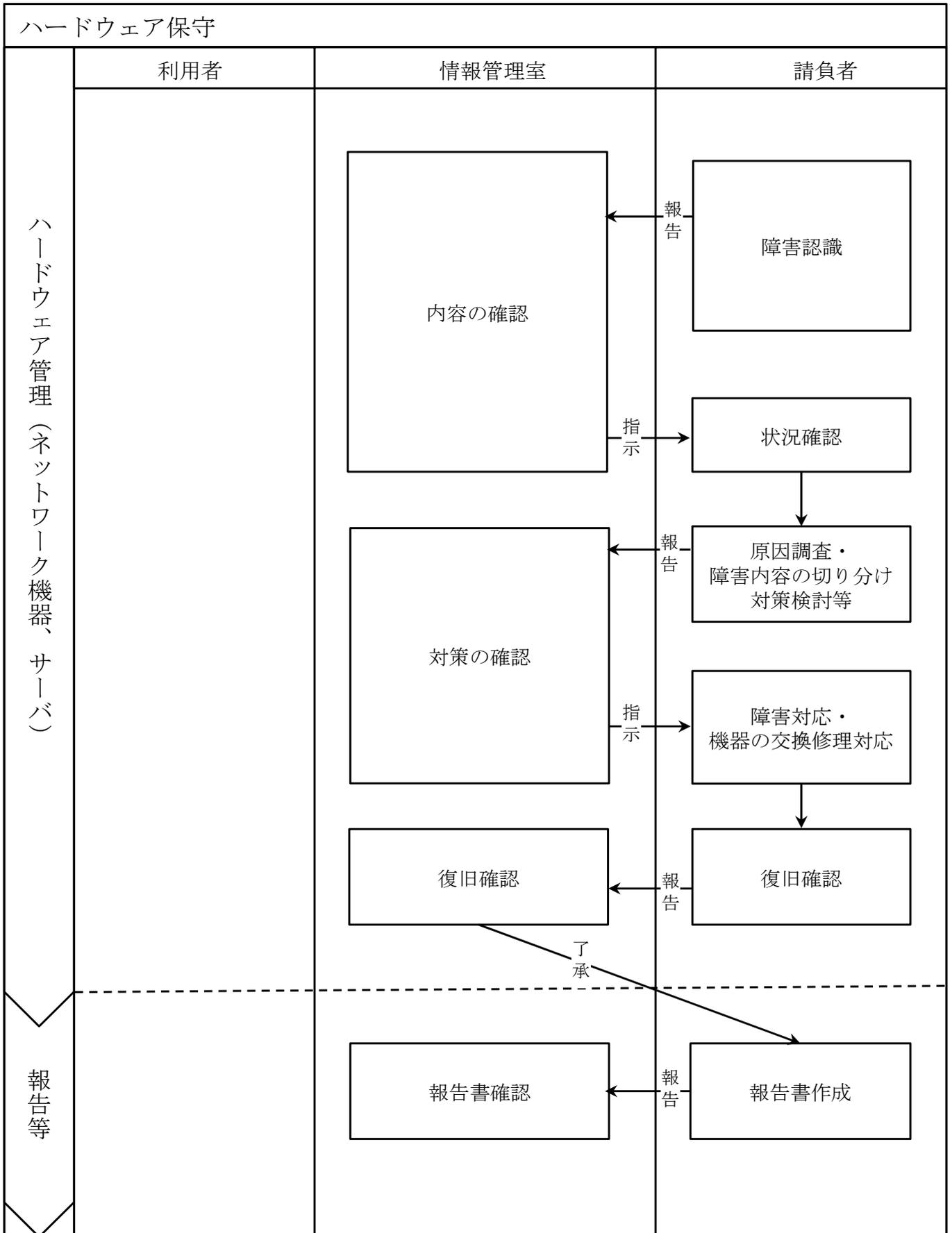
【国立環境研究所組織図】



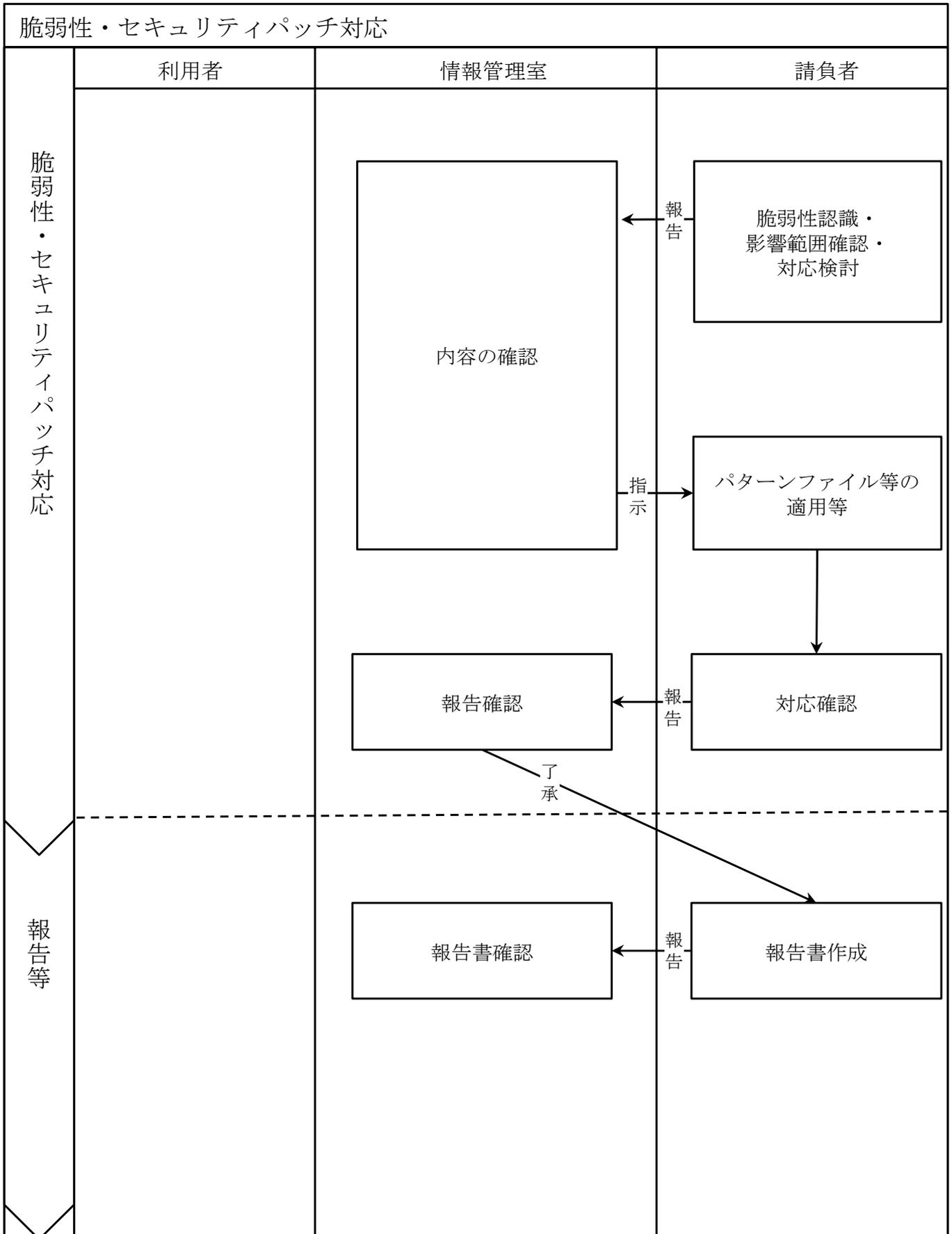
業務フロー及び業務区分



業務フロー及び業務区分



業務フロー及び業務区分



国立環境研究所  
ネットワークサービス機器賃貸借一式及び  
ネットワークシステム運用保守業務

調達仕様書

(令和 6 年 3 月)

国立研究開発法人 国立環境研究所

## 目 次

1	概要 .....	2
1.1	本仕様書の目的 .....	2
1.2	要求要件の概要 .....	2
1.3	技術審査 .....	3
2	要求要件の詳細 .....	4
2.1	仮想化基盤サーバ .....	4
2.2	仮想サーバ .....	6
2.3	バックアップサーバ .....	8
2.4	仮想サーバ移行等 .....	9
2.5	保守及びサービスレベル .....	9
2.6	運用管理業務 .....	13
2.7	マニュアル等 .....	17
2.8	設置条件 .....	18
2.9	その他 .....	20
3	提案に際しての留意事項 .....	21

## 1 概要

### 1.1 本仕様書の目的

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において、高速かつ安定した研究所内ネットワーク（以下「NIESNET」という。）及びインターネット接続環境を実現するとともに、Web サービスを始めとする各種ネットワークサービスを安定して提供するために、NIESがNIESNETとして導入する、基幹ネットワークシステムに関する要求要件について規定するものであり、導入する機器が具備すべき機能、性能等をまとめたものである。

### 1.2 要求要件の概要

本システムは、基幹ネットワーク機器、ネットワークサービス機器（各種サーバ機器及び各種ストレージ機器）並びにこれに関連するハードウェア及びソフトウェアからなる総合的なシステムであるが、今回の調達時においては、基幹ネットワーク機器に関しては令和3年（2021年）3月に導入したものであり、契約期間が継続していることから、本調達では基幹ネットワーク機器の調達は行わず、当該機器の運用のみを含む調達とする。

今回調達するネットワークサービス機器等は、賃貸借契約に基づき導入する。契約締結にあたっては、賃貸借契約に基づくリース及び保守並びに運用支援業務により構成される。

今回導入するシステムの運用期間は、令和7年（2025年）3月1日から令和12年（2030年）2月28日までの60ヶ月とし、賃貸借期間満了まで十分な信頼性及び能力を持つことが必要とされる。

なお、初期導入費等の賃貸借及び保守に係る経費以外については、かかる費用を契約期間で按分し、各月の賃貸借及び保守費用に含め請求するものとし、端数は、最終月に請求するものとする。

以下にその基本的な要求要件の概要を示す。詳細については、「2 要求要件の詳細」を参照のこと。

- (1) 本システムを構成する機器は、信頼性の高い製品を選択するとともに、必要に応じ電源装置等の冗長化を行うこと。何れか一方に障害が発生した時でも運用が継続できる構成とすること。
- (2) ネットワークサービスとして、Web サービス及びDB サービス並びにイントラネットサービス等のシステムを構築するとともに、既存システムからの円滑な移行を行うこと。
- (3) 本システムは、複数の製造者の製品によって構成される可能性が極めて高いとともに、システム構成の変更を柔軟に行う必要があるため、他社製品の接続等に関する最大限の協力体制が準備されていること。
- (4) 本システムは、単に、ハードウェア及びソフトウェアの整備によって満足されるものではなく、高い信頼性を確保しながら、ネットワーク技術の革新に伴う利用者要望の変化に対応する必要があることから、これらに対応できる運用支援体制を確保すること。
- (5) 運用支援にあつては、本システムと連携するシステムとして、国立環境研究所コンピュータシステム、研究室等の管理下で運営するシステム、人事・給与システム、会計システム及び業務用

## 別添 1

パソコンシステム等があり、これらシステムの NIESNET との接続に関する対応を行うこと。

### 1.3 技術審査

本システムの採用に当たっては、導入の提案がされたシステムの性能・機能について、本仕様書に記載の要求要件を満たしているかどうか判定する技術審査を実施する。

また、その後に行う価格及び性能・機能等の総合評価は、NIES が入札公告時に提示する「総合評価基準」に基づいて実施する。

## 2 要求要件の詳細

### 【用語】

- データ容量を示す「B」はバイト、「b」はビットを意味する。
- 「平日」とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に定める日以外のことをいう。
- 「通常勤務時間帯」とは、「平日」の 8:30 から 17:30 までをいう。
- 「翌勤務日」とは、次の「平日」のことをいう。
- 「可用性」とは、平日 8 時から 18 時の間において、運用上の計画停止時間及び 2.5.(2)エの免責事項に該当する場合を除き、適用範囲のサービスが正常稼働可能な時間の比率をいう。
- 「統合運用システム」とは本業務の「2.2(11)ネットワーク管理サービス」及び別調達の基幹ネットワーク機器のネットワーク管理装置などで構成される、本業務のネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器の一元的な管理、死活監視、障害検知、及びそれらのログ機能を実現するシステムをいう。

### (1) 基本事項

- a) 使用するオペレーティングシステム及びソフトウェアは安定かつ安全な運用を念頭に導入の提案をすること。
- b) 全ての機器は別途 NIES が用意する EIA 規格準拠の 19 インチラックに搭載すること。なお、設置場所によりラックの高さ、幅、奥行き等が異なる。ネットワークサービス機器全体で 18U 相当分の空きスペースに収まること。この空きスペースは連続しているとは限らないため、民間競争入札実施要項に示す資料の閲覧時に確認すること。
- c) ラックへの搭載に必要な部品は、PDU をはじめ、提案内容に含めるとともに経費を算定すること。
- d) サーバ機器に関しては、集中型コンソールから管理できる構成とし、コンソール装置を適宜提案すること。
- e) NIESNET の利用者数として 2,000 ユーザ・4,000 端末を想定すること。
- f) 調達には、必要となる 5 年間のソフトウェア保守及びサブスクリプションを含むこと。調達するソフトウェアは提案時の見込みで、運用期間中にサポート終了にならないバージョンを選択すること。提案時点におけるサポート期限日から、運用期間中のバージョンアップが不可避とされるものについては、バージョンアップ版の調達並びにバージョンアップ作業を本調達の範囲内とする。また、構築期間中に必要となるソフトウェア及びサブスクリプションも本調達の範囲内とする。

### 2.1 仮想化基盤サーバ

以下の要件を満たす仮想化基盤サーバを提案すること。

## 別添 1

### (1) ハードウェア

以下の要件を満たすサーバを 3 台以上有すること。なお、特に記載が無い場合には以下は 1 台あたりの要件である。

#### a) CPU

Intel 社製 Xeon Gold (第 3 世代 Ice Lake) 又は Xeon Silver (第 4 世代 Sapphire Rapids) と同等以上の CPU を 2 基以上有し、1 基あたり 20 コア 40 スレッド以上、2.0GHz 以上のクロックであること。

#### b) メモリ

物理容量計 128GB 以上で、DDR4-3200 (PC4-25600) 規格又は同等以上の性能を有し、ECC 又は ECC 同等のエラー訂正機能を有すること。

#### c) ストレージ (SSD)

サーバ本体に内蔵し、規格上の転送速度 6Gbps 以上の、物理容量が 3.8TB 以上の容量のドライブを 4 基以上搭載すること。システム用の領域を除くユーザが利用可能な総容量 15TB 以上も可とする。

#### d) RAID コントローラ

RAID0、1、5、6 に対応するコントローラを有すること。又は複数台のサーバによるストレージの仮想化も可とする。

#### e) 電源装置

80 PLUS Platinum 以上の認定を取得した AC200V 電源装置を 2 基搭載し、ホットプラグに対応していること。

#### f) LAN (10GBASE-T)

二重通信及びオートネゴシエーション機能を有する 10GBASE-T 規格以上のポートを 2 個以上有すること。4 ポート以上あることが望ましい。各ポートを使用するチーミング機能を有すること。

#### g) 筐体

EIA 19 インチラックに搭載可能であり、2U 以下であること。

### (2) ソフトウェア

#### a) OS

(1)の仮想化基盤サーバで HCI (Hyper Converged Infrastructure) を構成できる OS とする。リース期間中は、仮想化機能を有するライセンスを提供すること。ゲスト OS (RedHat Enterprise Linux) のライセンス数は無制限であること。ゲスト OS として Windows Server も使用できることが望ましい。運用開始前のライセンス費用を NIES は別途負担しないものとする。

#### b) HCI の運用管理

HCI の運用管理ツールを提供すること。単一の管理画面から障害情報を確認するなど、プラットフォーム、仮想マシン、ネットワーク、ストレージ等、HCI 全体を管理できることが望ましい。また、管理画面から仮想化基盤機能を停止せずに自動でハイパーバイザー、HCI ソフト

## 別添 1

ウェア、ファームウェアのアップデートが可能であることが望ましい。

### (3) その他

#### a) 仮想化

HCI の仮想化機能にて、表 2.2-1 及び表 2.2-2 に記載する各サービスの仮想化を実現すること。

#### b) 仮想ネットワーク

仮想化基盤上の仮想ルーター又は仮想スイッチによって、DMZ 仮想サーバのネットワークとイントラネットワーク仮想サーバのネットワークを仮想化基盤上で分離すること。必要に応じて個々の仮想サーバ毎に分離できること（マイクロセグメンテーション）が望ましい。

#### c) ファームウェアの改ざん検知

ファームウェアの改ざんを検出する機能を有することが望ましい。

### (4) 仮想化基盤用スイッチ

仮想化基盤用サーバに接続するネットワークスイッチを 2 台以上有すること。なお、特に記載が無い場合には以下は 1 台あたりの要件である。

a) 10GBASE-T 対応のインターフェースを 24 ポート以上有すること。

b) NIES 保有のスイッチと 10GBASE-SR 又は 10GBASE-T を 1 ポート使用して接続できること。

c) スwitchのファームウェアアップデート時には、物理スイッチ 1 台ずつ交互にアップデートが可能で、仮想化基盤の稼働に影響を与えないこと。

d) ラック 1U 以内に収納できること。

e) 仮想化基盤を構成するネットワークスイッチとして、ハードウェアメーカーで検証され、動作が保証されていることが望ましい。

## 2.2 仮想サーバ

現行サービスサーバ（ゲスト OS は RHEL 等）に関しては、以下に記載するとおりであり、現行の仮想基盤（KVM）から本調達の仮想基盤への移行も本調達に含めるものとする。現時点での本システムに移行するネットワークサービス提供サーバに関する仕様は下記の通り。

表 2.2-1 DMZ 仮想サーバ内訳

用途	数量
Web サービス	2 式
ネームサービス兼メールサービス（外部）	2 式
外部 DB サービス	2 式
プロジェクト共有サービス（利用者限定 Web）	1 式

表 2.2-2 イントラネットワーク仮想サーバ内訳

用途	数量
DHCP 兼 LDAP サーバサービス	2 式

別添 1

内部 DB サービス	1 式
所内ポータルサービス	1 式
ネームサービス兼メールサービス (内部)	2 式
メーリングリストサービス	2 式
LDAP サービス	2 式
コンテンツ管理サービス	1 式
ログ管理サービス	1 式
ネットワーク管理サービス	1 式

以下に現在運用中の仮想サーバで実装済みのネットワークサービスの仕様を示す。

(1) Web サービス

- a) 本研究所の公式 Web サーバ機能を提供すること。
- b) 月間 8,000,000 アクセス以上が問題なく処理できること。  
指定されたコンテンツを監視し、変更、改竄があった場合に速やかに検知し、管理者に通知する機能を提供すること。
- c) アクセスログを収集、解析する機能を提供し、コンテンツ管理者がその情報を容易に利用できること。
- d) 常時 HTTPS 等の暗号化ができること。なお、電子証明書は別途調達するものとする。
- e) CGI、PHP などの動的コンテンツを稼働させることができること。
- f) Web サービスとして公開情報用と利用者限定用の二種類を提供し、利用者限定用についてはアクセス可能なユーザを限定できること。
- g) コンテンツ管理者が FTP 及び SFTP でコンテンツをアップロードできること。

(2) ネームサービス

- a) DNS 機能を提供し、本研究所ネットワークの外部向け、内部向けに異なるデータ提供を行う構成とする。
- b) クエリログが取得できること。
- c) SOC にクエリログを送付できること。

(3) DB サービス

- a) SQL 言語に対応したリレーショナルデータベースシステムを提供すること。
- b) PostgreSQL 及び MySQL で運用されているデータベースを運用すること。
- c) 本研究所外部向け、内部向けに別々のサービス提供を行う構成とする。

(4) メールサービス

- a) 運用保守性を考慮し冗長構成とする。
- b) およそ 2,000 ユーザが利用可能なメールシステムであること。なお、別途 Microsoft 365 サービスを調達しているため、本メールサービスは次項のメーリングリストサービスと機器の通知メール用の用途で用いるものとする。
- c) メールに添付されるデータは、1 通あたり 50MB 程度は問題なく処理できること。

## 別添 1

- d) SMTPS 等メール通信が暗号化できること。
- (5) メールリングリストサービス
  - a) 現在のメールリングリスト (majordomo を使用) 又は majordomo 相当以上のメールリングリストが運用可能であること。
- (6) 所内ポータルサービス
  - a) 本研究所内での情報共有等を行うポータルサービスである。(静的コンテンツ及び PHP のスクリプトなど)
- (7) DHCP サービス
  - a) 特定の MAC アドレスに対して固定 IP の払い出しができること。
  - b) 固定 IP アドレスと DHCP プールの混在が可能であること。
- (8) 認証サービス
  - a) 現行認証サーバを引き継いで運用する。
- (9) コンテンツ管理サービス
  - a) 商用 CMS (例. WebRelease2) の運用を行うこと。
  - b) 現在、コンテンツ管理サービスとして運用している WebRelease2 のライセンスは本調達の範囲に含めない。
- (10) ログ管理サービス
  - a) セキュリティ対策上となる必要なログを取得できること。
  - b) Linux 系 OS 及び Windows 系 OS のサーバが生成するログを受信し、蓄積することができること。
- (11) ネットワーク管理サービス
  - a) ネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器等のネットワークシステムについて運用管理上必要なログ情報等を収集できること。
  - b) ネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器等の状態監視を行うことができること。

### 2.3 バックアップサーバ

以下の要件を満たすバックアップサーバを提案すること。バックアップサーバを「2.1 仮想化基盤サーバ」の一部として提供することも可とし、その場合、「(1)サーバ」の各要件は「2.1 仮想化基盤サーバ」に基づくものとする。ただし、その場合のバックアップ用の領域も 200TB 以上提供すること。

#### (1) サーバ

以下の要件を満たすサーバを 1 台以上有すること。

##### a) CPU

Intel 社製 Xeon Silver4416+と同等以上の CPU を 1 基以上有し、1 基あたり 20 コア 40 スレッド以上、2.0GHz 以上のクロックであること。

## 別添 1

### b) メモリ

物理容量計 64GB 以上の容量で、DDR4-3200 (PC4-25600) 規格又は同等以上の性能を有し、ECC 又は ECC 同等のエラー訂正機能を有すること。

### c) ストレージ (ハードディスク)

サーバ本体に内蔵し、7kRPM 以上の規格上の転送速度 6Gbps 以上の SATA 又は SAS であり、ホットプラグに対応していること。物理容量が 18TB 以上の容量のハードディスク・ドライブを 12 基以上搭載すること。システム用の領域を除くユーザが利用可能な総容量 200TB 以上も可とする。

### d) RAID コントローラ

RAID0、1、5、6 に対応し、8GB 以上のキャッシュを有すること。

### e) 電源装置

80 PLUS Gold 以上の認定を取得した AC200V 電源装置を 2 基搭載し、ホットプラグに対応していること。

### f) LAN

二重通信及びオートネゴシエーション機能を有する 10GBASE-T 対応ポートを 2 個以上有すること。

### g) 筐体

EIA 19 インチラックに搭載可能であり、2U 以下であること。

### i) OS

仮想サーバのバックアップを行えるものを選択すること。

### j) ファームウェアの改ざん検知

ファームウェアの改ざんを検出する機能を有することが望ましい。

## 2.4 仮想サーバ移行等

以下に記述する機能を実現できるよう、現行仮想化基盤からの仮想サーバ移行を行うこと。

### (1) 各種サーバ

表 2.2-1 及び表 2.2-2 に記載する現行の仮想基盤で運用している仮想サーバを本調達仮想基盤サーバ上で動作するように移行する作業を本調達の範囲内とする。但し、運用切替時点での差分設定・データ移行に関しては NIES と協議の上実施すること。

## 2.5 保守及びサービスレベル

### (1) 保守体制

## 別添 1

ネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等は、基本的に 24 時間 365 日の稼働を想定している。そのため、各種機器は高い信頼性を有するとともに、障害からの迅速な復旧が可能な体制が必要とされる。

ネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等のハードウェア又はソフトウェアに起因する障害に関しては、通常勤務時間帯における NIES 担当者または自動通報からの連絡に対し、一次切り分け後冗長化されていない機器は 6 時間以内、冗長化されている機器は 48 時間以内に現地にて作業（ネットワークサービス機器等の部品交換が必要な場合には交換作業）に着手できる保守体制をとること。

なお、全般的な事項として、以下の各項による対応を行うこと。

- a) 機器の状態監視等を行い、適宜予防保守を行うこと。
- b) サーバ機器においては、下記に示す事項に関する異常又は障害兆候を検出し、メールで通報する機能を有すること。
  - ① CPU
  - ② メモリ
  - ③ 筐体内温度
  - ④ 筐体内電圧
  - ⑤ ファン
  - ⑥ ネットワーク
  - ⑦ ハードディスク
- c) 各種装置等については、適宜、OS 及び応用ソフトウェア等の保守（バージョンアップ等を含む。）及び情報セキュリティパッチ適応等の対策を実施すること。OS 及び応用ソフトウェア等の製品保守の期間は、各種装置等の製品保守と同じく又はそれ以上とすること。導入を提案するソフトウェアについて、これらの対応が困難な場合には、個別に理由を付し、代替措置等の具体的方策を示すこと。なお、OS 及び応用ソフトウェア等の保守及び情報セキュリティパッチ適応等の作業に必要とされる物品・ソフトウェア（アップデート媒体の入手など）は NIES が用意する。事前の検証は本調達の仮想環境を利用するか、または機器の冗長性を利用するものとする。
- d) 障害発生時にあつては、納入物品の製造業者が複数に及ぶ場合にあつても、本システムの供給者が責任をもってすべての問題解決に当たること。
- e) 本システム以外の NIES 内のサブシステムのネットワーク経由での利用における障害については、NIES 及び当該サブシステム納入業者と三者で連携し、問題解決に当たること。
- f) ネットワークサービス機器のバッテリー等（内蔵するものを含む）消耗品及び消耗品の交換作業は本調達の範囲内とする。

## (2) サービスレベル

## 別添 1

本システムの運用・管理に当たっては、以下のサービスレベルを目標とし、これを満たすための具体的な方策を提案すること。

導入後、定例運用会議においてサービスレベルの達成状況について報告し、サービスレベル未達成時には原因分析及び具体的な改善案を提案し、これらについて NIES 担当者と協議の上、適切な対応を図ること。

以下に示す機器及びサービスに関するハードウェア障害への保守体制の共通事項として、NIES 担当者からの連絡又は自動通報に対して、交換部品等を冗長化されていないものは 6 時間以内、冗長化されているものは 48 時間以内に提供する体制を平日 9:00～17:00 の間、整えること。

### ア サービスの可用性

サービスの可用性は 99.9%以上とする。可用性は以下の計算式で計算する。

可用性 (%) = { 1 - (1 か月の停止時間) ÷ (1 か月の可用予定時間) } × 100

※ 1 か月の可用予定時間 = (1 日あたりの可用予定時間 × 1 か月の日数) - 計画停電等によりサービスが提供できない時間

計画停電等 (停電、メンテナンス、実験等で意図して止めなければいけない場合)

### イ サービスレベルアグリーメント (SLA) の締結

本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、以下に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント (SLA) を締結すること。

#### ① 運用管理業務の回答率

NIES 担当者からの 15 時までの問合せに対する 17 時 30 分までの一次回答率、及び 15 時以降の問合せに対する翌勤務日 (午前) 10 時 30 分までの一次回答率は 95%以上とすること。回答率は以下の計算式による。一次回答として、原因が特定できない事象や対処法が定まっていない場合については状況報告を行うこと。

回答率 (%) = (設定時間内の回答数) ÷ (設定時間内の問合せ数) × 100

#### ② 障害連絡時間

(ア) NIES 担当者から障害連絡を受け付けた場合には、すべて 1 時間以内に一次切り分けを行うこと。

(イ) 統合運用システム又はリモート監視により検出された障害について、各機器ベンダー等の保守要員に指示・応援を仰ぐ場合は、すべて 1 時間以内に連絡すること。

#### ③ 作業遅延の件数

NIES 担当者が設定した所定の期日までに作業が完了しない件数は 0 件であること。対象となる作業を以下に示す。

- ・ウイルス対策、セキュリティパッチの適用等のセキュリティ管理
- ・アカウント登録、メール登録等のアカウント管理
- ・IP アドレスの付与、DNS サーバへの登録等の構成管理

## 別添 1

- ・その他、NIES 担当者が要請する作業

### ウ サービスレベルアグリーメント (SLA) の改訂

設定した管理項目、管理指標値、保証値等については、必要に応じて見直しを実施し改訂するものとする。改訂の契機は以下のとおりとする。

- ① NIES 及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合
- ② NIES 及び請負者双方が必要と認めた場合

### エ サービスレベルアグリーメント (SLA) に係る免責事項

以下の場合には、サービスレベルアグリーメント (SLA) の適用外とする。

- ① 災害又は請負者の責に帰すことのできない理由により電源供給が停止した場合
- ② NIES 及び他の調達事業者の過失又は故意による障害の場合
- ③ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害復旧が行えない場合
- ④ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害監視が行えない場合
- ⑤ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害通知の受信ができない場合
- ⑥ 本調達範囲外の機器に起因する障害
- ⑦ NIES 及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合（災害対策基本法に基づく災害緊急事態の布告及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態の宣言などが行われる場合を含む。）

### オ サービスレベルアグリーメント (SLA) に係る是正措置

請負者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント (SLM) を組織し、1ヶ月ごとにサービスレベルアグリーメント (SLA) の達成状況の確認を行い、請負者の責による未達成項目がある場合、請負者は以下に示すような措置により、達成率の向上に努めること。

- ① 未達成の項目に対する改善策(仕組みや手続きの見直し等)を提示し、NIES の承認を得た上で対策を講じること。また、そのために必要となる作業等は請負者の負担で行うこと。
- ② 改善策の実施効果を実施の月より 3ヶ月間、1ヶ月ごとの達成状況報告とともに報告し、NIES の承認を得ること。

### (3) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

### ア NIESNET の運用管理業務の実施全般に対する提案

請負者は、別途定める様式に従い、運用管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等を提案すること。

### イ 事業内容に対する改善提案

## 別添 1

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

特に、新しい仕組みや自動化技術の導入による効率化、請負者の臨時的な人員の拡充などによる提案が望ましい。

### (4) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ NIES は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、国立環境研究所ネットワークシステム運用管理業務の調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から 60 日以内に、毎月、契約金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、NIES は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を NIES に提出するものとする。業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、NIES は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

ウ ネットワークサービス機器等のリースに関して、第三者賃貸借契約方式も可とする。

### (5) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には NIES が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

## 2.6 運用管理業務

NIESNET の運用全般に対し、安定、安全かつ利便性の高いシステムとしての利用環境を維持するため、以下の内容・体制について対応すること。

なお、個々の作業にあたっては、原則として NIES 担当者からの作業依頼（都度または包括的な依頼）に基づき実施するものとする。別途調達による機器等（以下の(1) a) ②③④）については、設定手順書及び運用手順書を NIES が保守要員に貸与するものとする。

### (1) 業務内容

#### a) 対象範囲

## 別添 1

- ① 本調達により導入するネットワークサービス機器等の運用管理
  - ② 別途調達による基幹ネットワーク機器等（別表-1 参照）の運用管理（障害発生時の部品交換作業等は除く。障害発生時のサポート窓口との連絡調整、機器交換時等における各種再設定作業は含む。）
  - ③ 別途調達による（遠隔地分室等拠点間接続用）VPN 接続機器（別表-1 参照）の設定作業（遠隔地分室等拠点への機器の設置は除く。）
  - ④ 別途調達によるインターネット（SINET）接続の運用監視（死活監視及び障害発生時のサポート窓口との連絡調整等）
- b) 運用管理手順書等の作成
- ① 上記の範囲の運用支援業務を行うために必要となる、運用管理手順書等の作成及び随時更新を行うこと。
  - ② 運用管理手順書は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。
  - ③ 運用管理手順書等には、チェック基準や作業体制、情報セキュリティの観点による留意点など運用ルールについて記載した文書を含めること。
  - ④ 基幹ネットワーク機器の更改時には、基幹ネットワーク機器の導入業者から納品された保守・運用支援に関する手順書等を保守要員に貸与する。
- c) 機器等の管理
- ① ネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器共通の運用管理
    - (ア) NIES 担当者の依頼によりネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の設定変更を行うこと。
    - (イ) 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の脆弱性情報を確認し、影響範囲を考慮し、NIES 担当者との協議の上、脆弱性対策・セキュリティパッチの適用を行うこと。なお、これらの作業は事前の検証環境を本調達の仮想環境で構築するか、または機器の冗長性を利用して行うものとする。
    - (ウ) 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の障害検知及びその可能性を認知した場合、障害の一時切り分けを行うこと。
    - (エ) 運用対象となるネットワークサービス機器等の障害については請負者による復旧の後、障害報告書を作成し提出すること。
    - (オ) 運用対象となる基幹ネットワーク機器等の障害については、各機器のサポート窓口との連絡調整、復旧作業立会の上、必要に応じ、運用に必要な再設定の後、障害報告書を作成し提出すること。
  - ② ネットワークサービス機器の運用管理
    - (ア) NIES 担当者の依頼によりネットワークサービス機器等の設定変更を行うこと。
    - (イ) NIES 担当者からの依頼により、NIES 担当者が用意した Web コンテンツ（CGI、PHP 等動的コンテンツを含む。）のアップロード、追加・修正・削除、アクセス制御のための設定を行うこと。
    - (ウ) NIES 担当者の依頼によりデータベースのデータ更新を行うこと。

- ③ 基幹ネットワーク機器の運用管理
  - (ア) NIES 担当者の依頼により基幹ネットワーク機器等の設定変更を行うこと。
  - (イ) 遠隔地分室等拠点間接続用の VPN 接続機器の設定を行うこと（遠隔地分室における VPN 接続機器の設置作業は除く。）。
  - (ウ) 基幹ネットワーク機器等の障害及び基幹ネットワーク機器等で検知しうるネットワーク機器の障害について報告を行うこと。
- d) アカウント管理
  - ① NIES 担当者の依頼により運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の各種アカウントの管理を行うこと。また、年 1 回以上、定期的な管理者パスワードの変更を行うこと。
  - ② NIES 担当者の依頼により利用者アカウントの新規登録、廃止、変更を行うこと。
  - ③ NIES 担当者の依頼によりグループの新規登録、廃止、変更を行うこと。
  - ④ NIES 担当者の依頼により利用者アカウントのパスワード初期化を行うこと。
- e) ホスト名管理
  - ① NIES 担当者の依頼により当該ネットワークシステムへ接続する利用者機器について、ネームサービス（外部及び内部）へのホスト名の登録、変更、削除作業（MAC アドレス登録・変更・削除を含む）を行うこと。
  - ② ネームサービス（外部及び内部）登録状況について、特に外部ネームサービス登録情報については年 1 回以上の棚卸し作業を NIES 担当者と連携して行うこと。
  - ③ NIES 担当者の依頼によりネットワークサービス機器のネームサービス（外部及び内部）への登録、別名登録、変更、削除作業を行うこと。
  - ④ NIES 担当者が指定する当該ネットワークシステム外の IP アドレスについてネームサービス（外部及び内部）への登録、別名登録、変更、削除作業を行うこと。
- f) 構成管理
  - ① 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の構成管理を行うこと。
  - ② 構成管理表においては、各機器の OS、ファームウェア、主要なミドルウェア等のバージョン管理、パッチ等適用状況、障害履歴等、運用管理に必要な項目を記入すること。
  - ③ 構成管理表は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。
  - ④ 電算機室内のネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等のラック搭載図を作成すること。随時ラック搭載図の更新を行うこと。
- g) セキュリティ関連の対応
  - ① セキュリティ監視機器、セキュリティ監視サービスからのアラーム検知報告に関して、影響範囲の確認、利用者への連絡、NIES 担当者への報告を行うこと。
  - ② NIES 担当者の依頼によりファイアウォールの各種レポートに関する調査を行うこと。
  - ③ 外部からの不正アクセス等に対する監視、解析、対策検討、提案を適宜実施すること。
  - ④ 別途調達するウイルス対策ソフトの管理サーバを運用管理し、ウイルス検出報告に関し

て、NIES 担当者への報告を実施すること。

- ⑤ 不審な通信を発信する端末に対する、通信調査、解析対応、利用者への連絡、NIES 担当者への報告を実施すること。

h) その他の運用管理業務

- ① a～e の作業報告及び障害報告及びネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の状態について日次報告書を提出すること。
- ② a～e の作業報告及び障害報告をまとめた月次報告書を提出すること。
- ③ 月次報告書は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。
- ④ 機器等の統計情報などを記載した月別の利用統計資料を提出すること。

(機器等の統計情報の例)

- (ア) アプリケーション別通信量
- (イ) 機器別通信量 (基幹ネットワーク機器のうち主要なもの)
- (ウ) メール送受信数
- (エ) ウイルス検出数
- (オ) スパムメール受信件数
- (カ) URL フィルタリング数
- (キ) 利用者別 VPN 使用回数
- (ク) WWW アクセス統計情報

(2) 運用支援体制

- a) 保守要員として、以下の要件を満たす者を 1 名以上置くこと。
- b) 保守要員のうち 1 名は、ネットワーク管理の経験を有すること。
- c) 保守要員のうち 1 名は、Web サーバ管理、データベース管理の経験を有すること。  
(※) 上記 b) 及び c) を 1 名が兼務することも可とする。
- d) 保守要員のうち 1 名以上を e) の要件に定める日数分常駐する保守要員 (以降、「常駐保守要員」という) とし、b) 又は c) の経験を有する者を充てること。NIES の通常勤務時間帯をもって本契約の対象とする。
- e) 常駐保守要員は週 3 日以内のリモート保守を可とする。ただし、2.6(1) の障害対応時には現地に常駐保守要員または代替要員が赴くこと。障害対応時に代替要員が現場対応する場合、上記 b) 及び c) の経験の要件を除外する。常駐保守要員がリモート保守を行う場合も NIES の通常勤務時間帯を通じて専ら本業務に従事し、本業務以外の業務を行わないこと。リモート保守の実施は NIES の情報セキュリティポリシー及び実施手順に準拠すること。リモート保守の方式は NIES が定めるものとし、実施場所は常駐保守員の自宅または請負者の社屋内であること。
- f) 常駐保守要員が急病等のため対応困難な場合は、即時、代替要員によって対応すること。代替要員のリモート保守の可否は事前の協議事項とする。
- g) チームリーダー及び支援チームを置き、必要に応じて、保守要員の支援等を行うこと。

## 別添 1

チームリーダーは、NIES 担当者からの指示を保守要員へ伝達するとともに、指示に対する結果報告等、本業務における請負者側の業務管理等を行う。

支援チームは、情報セキュリティ対策や障害発生時等の解決に向けて、より専門的な知見が必要となる場合の支援体制とする。

チームリーダー及び支援チームについては非常駐とし、本業務専任でなくても良いものとする。

- h) 主な運用支援の内容は、NIESNET の運用への対応、外部向け・内部向けの Web サーバ、データベース等の運用に関する事項等である。ただし、一部、本調達外の自営サーバの監視や技術的な助言に関する対応が含まれる場合があるため留意すること。
- i) 各運用支援項目については、適宜、各サービス停止時のメール通報、リモート監視体制等による効率的な監視体制を適切に取り入れることにより、迅速かつ効率的な支援を行うこと。
- j) 常駐保守要員の対応時間は、原則として通常勤務時間帯とする。通常勤務時間帯外の業務は都度、NIES 担当者との協議の上、別途契約する。
  - ・「平日」とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に定める日以外のことをいう。
  - ・「通常勤務時間帯」とは、「平日」の 8:30 から 17:30 までをいう。
- k) 常駐保守要員は、NIESNET の運用について、NIES 担当者とのオンラインの週例打ち合わせに出席すること。週例打ち合わせにおいては、前週に実施した各種作業の報告、随時の課題等への対応確認・協議・合意等を行うことにより、進捗確認を行うこと。
- l) 常駐保守要員及びチームリーダー又は支援チームのメンバーは、NIESNET の運用についての NIES 担当者とのオンラインの月例会議に出席すること。月例会議においては、前月の SLA の遵守状況、システム稼働状況（サービスの可用率及びハードウェアの稼働率）、通信トラフィック状況、ウイルス対策サーバによるウイルス駆除状況等、当該システム全般の運用状況について報告すること。また、事業内容に対する改善提案を適宜行うこと。

## 2.7 マニュアル等

本調達に含まれるハードウェア、ソフトウェア及び各機能の設定情報等について、以下の項目に関するマニュアル等を提出すること。内容等の詳細については、落札後の打合せにおいて決定するものとする。

### (1) 製品マニュアル

マニュアルは、原則として日本語のものとし、検索機能を有したオンラインマニュアルの整備を行うこと。なお、日本語で記載されたマニュアルが存在しない場合、翻訳等を行い、提供すること。なお、翻訳等の対象となるのは利用者向けマニュアルのみとする。

オンラインマニュアルの提供が困難な場合には、その旨を明記することとし、印刷物により 2 部提供すること。なお、詳細については落札後協議し、決定する。

### (2) 設計書

本システムの設計について、日本語による設計書として取りまとめ、PDF 形式の電子ファイル

## 別添 1

で 1 部提出すること。提出物は運用中の設定変更に伴い随時更新を行い、都度バージョン管理を行うこと。

### (3) 利用手引書

本システムの利用に必要な情報を日本語による利用手引書として取りまとめ、MS Office 形式及び PDF 形式の電子ファイルで各 1 部提出すること。

### (4) 管理手引書

本システムの管理に必要な情報を日本語による管理手引書として取りまとめ、冊子で 2 部、PDF 形式の電子ファイルで各 1 部提出すること。

冊子で提供する場合は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に従うこと。

裏表紙に古紙パルプ配合率等その他基本方針の「印刷」に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮すること。ただし、リサイクル適性の表示は以下のとおりとする。

リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製していません。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

## 2.8 設置条件

導入するハードウェアは、電算機室内の以下で指定する場所（別図参照）に設置又は配置すること。

電算機室における設備環境は、以下のとおりである。

### (1) 設置場所

設置場所は、別図に示すように NIES つくば本部地球温暖化研究棟増築部電算機室 2 となる。

### (2) 搬入口

間口×高さ：1.2m × 2.1m

### (3) 電源関係

電源設備は、NIES 側で用意する電源設備（無停電電源装置）を利用し、今回の調達範囲外である基幹ネットワーク機器（25kVA を超過しない想定である）を含めたシステム全体で 50kVA を超えな

別添 1

いこと。省エネルギーの観点からシステム全体の消費電力は少ないことが望ましい。なお、詳細は落札後に別途協議する。

場所	電気方式	備考
電算機室 2	三相 200V	

注) 電気方式の内訳は別途協議する。

(4) 空調関係、室内天井高及び床荷重

空調関係、室内天井高及び床荷重に関する設置条件は、下表に示すとおりである。ただし、本調達の機器で必要となる能力として、43,000kcal/h 程度以内の発熱量を想定している。なお、詳細は落札後に別途協議する。

場所	面積	室内天井高	床荷重 (フリーアクセス高) *1	空調能力
電算機室 2	約 140 m <sup>2</sup>	2.7m	1000kg/m <sup>2</sup> (300mm)	236,285kcal/h

注) \*1 床面からフリーアクセス面までの高さ

## 2.9 その他

### (1) 導入時注意事項

現行システムとの切り替えにおいては、可能な限りダウンタイムが短くなるよう、NIES 担当者及び現行システム納入業者と十分な調整を行い、円滑なシステム導入に協力すること。

また、本調達の対象外であるスイッチ類については、令和 9（2027）年 3 月にシステム更改を予定していることから、その際の納入業者とも適宜調整を行い、円滑なシステム導入に協力すること。

納入製品については新品であること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する）。メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること）。なお、当該保証書は検収前確認時に提出する報告書と併せて提出すること。

### (2) セキュリティ

- a) 各機器のセキュリティには細心の注意の上、設計及び設定を行うこと。
- b) 各サーバにおいて、セキュリティ上問題となる設定情報等のファイルについては tripwire 等を用いて自動監視を行い、改竄された場合には管理者に自動的に通知する機能を有すること。
- c) CSIRT 等の報告について、本システムに該当する事項がある場合には、NIES への報告・協議の上、適切な対策を施すこと。
- d) その他、セキュリティについて必要と思われる事項については、提案書に具体的に列挙すること。
- e) 本システムの運用前又は運用開始後に、第三者による情報セキュリティ監査を NIES が実施した場合には、その結果に基づき NIES 担当者と協議の上、発見された脆弱性に適切な対策を施すこと。なお、同監査は通常年 1 回程度とする。
- f) 緊急に対応すべきセキュリティ上の問題が発生した場合には、NIES 担当者と協議の上、適切な対策を施すこと。

### (3) 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

([https://www.nies.go.jp/security/sec\\_policy.pdf](https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf))

- a) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- b) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- c) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要

## 別添 1

に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

- d) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- e) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講じること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- f) 外注することとなる場合は、外注先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

(4) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第 1 の 1（1）ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。）

請負者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無について書面で提出し、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

### 3 提案に際しての留意事項

本仕様書の要求要件に対する提案内容を明確に示すこと。提案システムが要求要件を満たすかどうかは技術審査によって判断される。特に、下記の事項に充分留意するものとする。

- (1) 本仕様書に記載の性能・機能等の要件は、別途定める「総合評価基準」において「必須の要件」と「必須要件以外の要件」とに分けて定めており、このうち、すべての「必須の要件」を満たさなければならない。
- (2) 提案システムの技術的内容については、提案書に記載された具体的な内容に関する技術審査を行い、適否を判定する。このため、提案に際しては、機能及び性能を技術的に判断できる十分な資料を提供すること。
- (3) 提案システムに含まれるハードウェアは、納入後、直ちに安定かつ効率よく稼働する必要がある。したがって、既に製品化されているものによる提案が望ましく、提案時に製品化されていないものについては、要求要件を満たすことの証明及び納期に間に合うことの根拠を充分説明できる資料等が必要である。これらの適否は技術審査による。

## 別添 1

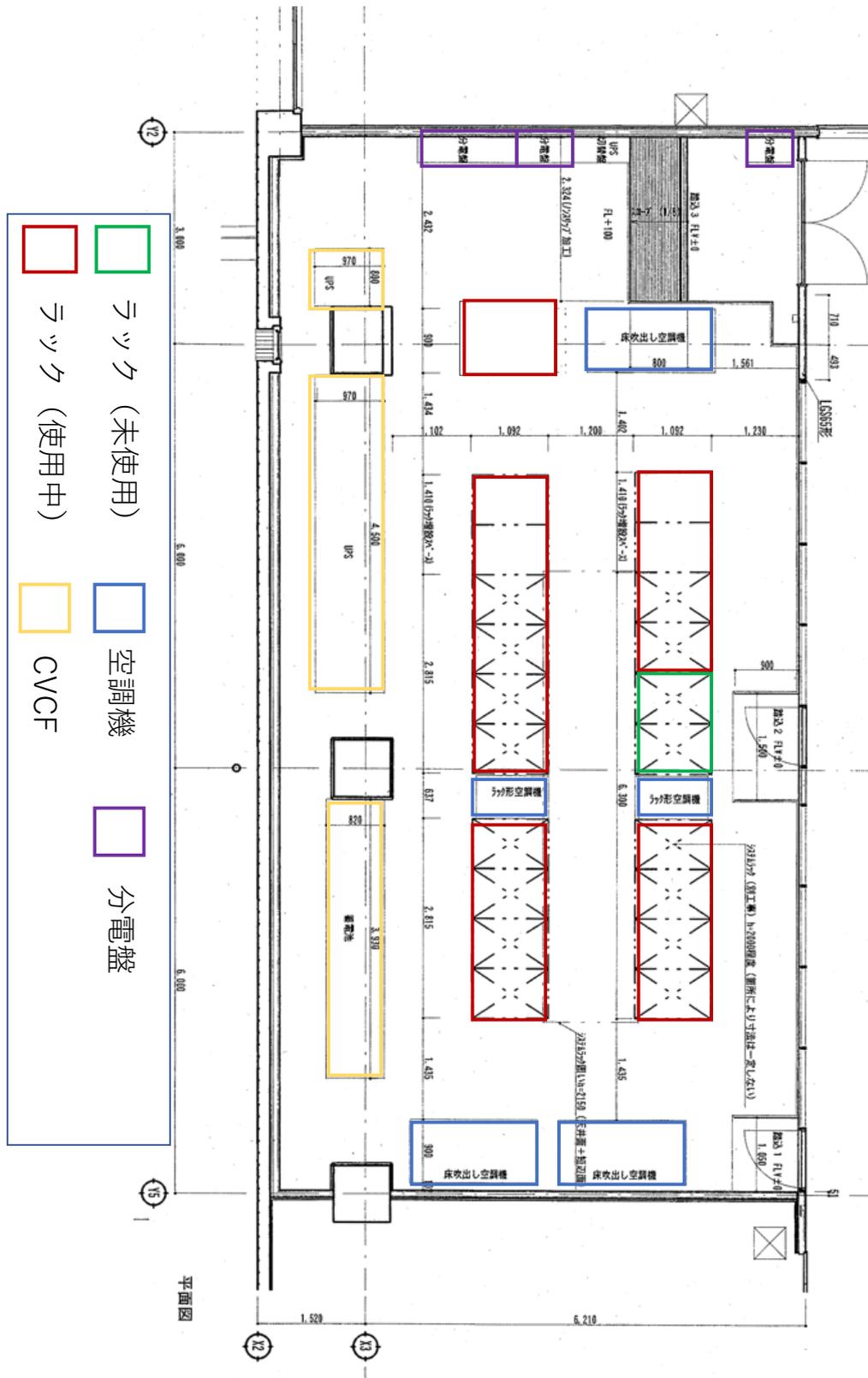
(4) 提案書には、次の項目を明確に記載すること。

- a) システムの全体構成
- b) ハードウェアの仕様及び機能
- c) ソフトウェアの仕様及び機能
- d) 個々の要求要件を満たすための具体的な方策等
- e) 個々のサービスレベルを満たすための具体的な方策等
- f) NIES で準備する電源設備、空調設備、設置スペース等の条件
- g) システムのレイアウト図
- h) 機器ごとの諸元表（装置名、数量、寸法、重量、消費電力、発熱量等）等
- i) 保守及びサービスレベルに対応するための体制
- j) 運用支援体制
- k) 製造、納入、検査等の日程
- l) システム価格（月額リース定価）、保守・サービスレベル対応・運用支援等システムの運用全般に必要な経費、搬入・取付け調整費及び撤去・廃棄費用

提案書の内容を補足する必要がある場合にあつては、そのためのマニュアル等の資料を添付すること。また、供給者側の作業と NIES 側の作業を明確に示すものとする。

別添1

(別図-1) 電算機室2 平面図



別添 1

(別表-1) 基幹ネットワーク機器等

基幹スイッチ

名称	数量
センターL3 スイッチ	1
DMZ 用スイッチ	6
エッジスイッチ	19
分岐用スイッチ	2
サブエッジスイッチ	70
SINET6 接続用 L3-SW	2
買取 L2 スイッチ	3
合計スイッチ数	103

ファイアウォール

名称	数量
ファイアウォール	1 式

拠点間用 VPN ルーター

名称	数量
拠点間用 VPN ルーター	7 台

無線 LAN

名称	数量
無線 LAN 管理装置	1 式
アクセスポイント	410

ネットワーク管理装置 1 式

(詳細は開示資料を確認すること。)

※基幹ネットワーク機器に関しては令和 9 年 (2027 年) 3 月システム更改予定であり、構成等変更が想定されている。

提案に対する得点表

要求要件		配点/合否	評価乗数	観点	得点
<b>1 基礎点</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本総合評価基準に示す全項目において合格となること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>1.2 要求要件の概要</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムを構成する機器は、信頼性の高い製品を選択するとともに、必要に応じ電源装置等の冗長化を行うこと。何れか一方に障害が発生した時でも運用が継続できる構成とすること。</li> <li>ネットワークサービスとして、Webサービス及びDBサービス並びにイントラネットサービス等のシステムを構築するとともに、既存システムからの円滑な移行を行うこと。</li> <li>本システムは、複数の製造者の製品によって構成される可能性が極めて高いとともに、システム構成の変更を柔軟に行う必要があるため、他社製品の接続等に関する最大限の協力体制が準備されていること。</li> <li>本システムは、単に、ハードウェア及びソフトウェアの整備によって満足されるものではなく、高い信頼性を確保しながら、ネットワーク技術の革新に伴う利用者要望の変化に対応する必要があることから、これらに対応できる運用支援体制を確保すること。</li> <li>運用支援にあつては、本システムと連携するシステムとして、国立環境研究所コンピュータシステム、研究室等の管理下で運営するシステム、人事・給与システム、会計システム及び業務用パソコンシステム等があり、これらシステムのNIESNETとの接続に関する対応を行うこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>2 要求要件</b>					
<b>(1) 基本事項</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用するオペレーティングシステム及びソフトウェアは安定かつ安全な運用を念頭に導入の提案をすること。</li> <li>全ての機器は別途NIESが用意するEIA規格準拠の19インチラックに搭載すること。なお、設置場所によりラックの高さ、幅、奥行き等が異なる。ネットワークサービス機器全体で18U相当分の空きスペースに収まること。この空きスペースは連続しているとは限らないため、民間競争入札実施要項に示す資料の閲覧時に確認すること。</li> <li>ラックへの搭載に必要な部品は、PDUをはじめ、提案内容に含めるとともに経費を算定すること。</li> <li>サーバ機器に関しては、集中型コンソールから管理できる構成とし、コンソール装置を適宜提案すること。</li> <li>NIESNETの利用者数として2,000ユーザ・4,000端末を想定すること。</li> <li>調達には必要となる5年間のソフトウェア保守及びサブスクリプションを含むこと。調達するソフトウェアは提案時の見込みで、運用期間中にサポート終了にならないバージョンを選択すること。提案時点におけるサポート期限日から、運用期間中のバージョンアップが不可避とされるものについては、バージョンアップ版の調達並びにバージョンアップ作業を本運用保守業務の範囲内とする。また、構築期間中に必要となるソフトウェア及びサブスクリプションも本調達の範囲内とする。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>(2) 総合テスト</b>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は本システム導入に際して各種の設定情報を設計書に含まれる資料としてNIESに提出すること。導入後の本システムが仕様と適合し、かつ設置環境で利用可能であることを確認できる評価指標をNIES担当者との協議の上決定し、テスト計画書を作成すること。テストの実施結果をテスト結果報告書として取りまとめNIESに提出すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			

## 提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価乗数	観点	得点
<b>2.1 仮想化基盤サーバ</b>				
<b>(1) ハードウェア</b>				
以下の要件を満たすサーバを3台以上有すること	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  4台以上の場合 +40点			
・ CPU Intel社製Xeon Gold（第3世代Ice Lake）又はXeon Silver（第4世代Sapphire Rapids）と同等以上のCPUを2基以上有し、1基あたり20コア40スレッド以上、2.0GHz以上のクロックであること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
・ メモリ 物理容量計128GB以上で、DDR4-3200（PC4-25600）規格又は同等以上の性能を有し、ECC又はECC同等のエラー訂正機能を有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  256GB以上の場合 +5点			
・ ストレージ(SSD) サーバ本体に内蔵し、規格上の転送速度6Gbps以上の物理容量が3.8TB以上の容量のドライブを4基以上搭載すること。システム用の領域を除くユーザーが利用可能な総容量15TB以上も可とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  6基以上の場合または総容量24TB以上の場合 +5点			
・ RAIDコントローラ RAID0、1、5、6に対応するコントローラを有すること。又は複数台のサーバによるストレージの仮想化も可とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
・ 電源装置 80 PLUS Platinum以上の認定を取得したAC200V電源装置を2基搭載し、ホットプラグに対応していること。				
・ LAN（10GBASE-T） 二重通信及びオートネゴシエーション機能を有する10GBASE-T規格以上のポートを2個以上有すること。4ポート以上あることが望ましい。各ポートを使用するチームング機能を有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  4ポート以上の場合 +3点			
・ 筐体 EIA 19インチラックに搭載可能であり、2U以下であること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>(2) ソフトウェア</b>				
・ OS (1)の仮想化基盤サーバでHCI(Hyper Converged Infrastructure)を構成できるOSとする。リース期間中は、仮想化機能を有するライセンスを提供すること。ゲストOS（RedHat Enterprise Linux）のライセンス数は無制限であること。ゲストOSとしてWindows Serverも使用できることが望ましい。運用開始前のライセンス費用をNIESは別途負担しないものとする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  ゲストOSとしてWindows Serverも使用できる +9点			
・ HCIの運用管理 HCIの運用管理ツールを提供すること。単一の管理画面から障害情報を確認するなど、プラットフォーム、仮想マシン、ネットワーク、ストレージ等、HCI全体を管理できることが望ましい。また、管理画面から仮想化基盤機能を停止せずに自動でハイパーバイザー、HCIソフトウェア、ファームウェアのアップデートが可能であることが望ましい。	単一の管理画面からHCI全体を管理できる場合 +2点  管理画面からアップデートが可能である場合 +2点			
<b>(3) その他</b>				
・ 仮想化 HCIの仮想化機能にて、表2.2-1及び表2.2-2に記載する各サービスの仮想化を実現すること	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
・ 仮想ネットワーク 仮想化基盤上の仮想ルーター又は仮想スイッチによって、DMZ仮想サーバのネットワークとイントラネットワーク仮想サーバのネットワークを仮想化基盤上で分離すること。必要に応じて個々の仮想サーバ毎に分離できること（マイクロセグメンテーション）が望ましい。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  マイクロセグメンテーションを実装すること +6点			
・ ファームウェアの改ざん検知 ファームウェアの改ざんを検知する機能を有することが望ましい。	ファームウェアの改ざん検知機能を有する +1点			

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
<b>(4) 仮想化基盤用スイッチ</b>					
仮想化基盤サーバに接続するネットワークスイッチを2台以上有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  3台以上の場合 +9点				
・10GBase-T対応のインターフェースを24ポート以上有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・NIES保有のスイッチと10GBASE-SR又は10GBASE-Tを1ポート使用して接続できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・スイッチのファームウェアアップデート時には、物理スイッチ1台ずつ交互にアップデートが可能で、仮想化基盤の稼働に影響を与えないこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・ラック1U以内に収納できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・仮想化基盤を構成するネットワークスイッチとして、ハードウェアメーカーで検証され、動作が保証されていることが望ましい。	動作が保証されている +2点				
<b>2.2 仮想サーバ</b>					
<b>(1) Webサービス</b>					
・本研究所のWebサーバー機能を提供すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・月間8,000,000アクセス以上が問題なく処理できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・指定されたコンテンツを監視し、変更、改ざんがあった場合に速やかに検知し、管理者に通知する機能を有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・アクセスログを収集、解析する機能を提供し、コンテンツ管理者がその情報を容易に利用できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・常時 HTTPS 等の暗号化ができること。なお、電子証明書は別途調達するものとする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・CGI、PHPなどの動的コンテンツを稼働させることができること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・Webサービスとして公開情報用と利用者限定用の二種類を提供し、利用者限定用についてはアクセス可能なユーザを限定できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・コンテンツ管理者がFTP及びSFTPでコンテンツをアップロードできること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<b>(2) ネームサービス</b>					
・DNS機能を提供し、本研究所ネットワークの外部向け、内部向けに異なるデータ提供を行う構成とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・クエリログが取得できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・SOCにクエリログを送付できること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<b>(3) DBサービス</b>					
・SQL 言語に対応したリレーショナルデータベースシステムを提供すること	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・PostgreSQL 及び MySQL で運用されているデータベースを運用すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・本研究所外部向け、内部向けに別々のサービス提供を行う構成とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<b>(4) メールサービス</b>					
・運用保守性を考慮し冗長構成とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・およそ 2,000 ユーザーが利用可能なメールシステムであること。なお、別途 Microsoft 365 サービスを調達しているため、本メールサービスは次項のメーリングリストサービスと機器の通知メール用の用途で用いるものとする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
<ul style="list-style-type: none"> <li>メールに添付されるデータは、1通あたり 50MB 程度は問題なく処理できること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>SMTPS 等メール通信が暗号化できること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(5) メールリストサービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在のメールリスト(majordomo を使用)又はmajordomo 相当以上のメールリストが運用可能であること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(6) 所内ポータルサービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本研究室内での情報共有等を行うポータルサービスである。(静的コンテンツ及び PHP のスクリプトなど)</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(7) DHCPサービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定のMACアドレスに対して固定IPの払い出しができること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>固定IPとDHCPプールの混在が可能できること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(8) 認証サービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>現行認証サーバを引き継いで運用する。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(9) コンテンツ管理サービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>商用 CMS(例. WebRelease2)の運用を行うこと。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、コンテンツ管理サービスとして運用しているWebRelease2のライセンスは本調達範囲に含めない。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(10) ログ管理サービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ対策上となる必要なログを取得できること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>Linux系OS及びWindows系OSのサーバーが生成するログを受信し、蓄積することができること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(11) ネットワーク管理サービス</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器等のネットワークシステムについて 運用管理上必要なログ情報等を収集できること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器等の状態監視を行うことができること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>2.3 バックアップサーバ</b>					
以下の要件を満たすバックアップサーバを提案すること。バックアップサーバを「2.1 仮想化基盤サーバ」の一部として提供することも可とし、その場合、「(1)サーバ」の各要件は「2.1 仮想化基盤サーバ」に基づくものとする。ただし、その場合のバックアップ用の領域も200TB以上提供すること。	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<b>(1) ハードウェア</b>					
<b>サーバ</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たすサーバを1台以上有すること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>CPU Intel社製Xeon Silver4416+と同等以上のCPU を1基以上有し、1基あたり20コア40スレッド以上、2.00GHz以上のクロックであること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>メモリ 物理容量計64GB以上の容量で、DDR4-3200 (PC4-25600)規格又は同等以上の性能を有し、ECCまたはECC 同等のエラー訂正機能を有すること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>ストレージ (ハードディスク) サーバ本体に内蔵し、7krPM以上の規格上の転送速度6Gbps以上のSATA又はSASであり、ホットプラグに対応していること。物理容量が18TB以上の容量のドライブを12基以上搭載すること。システム用の領域を除くユーザが利用可能な総容量200TB以上も可とする。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>RAIDコントローラ 12Gb SAS及びRAID0、1に対応し、8GBキャッシュを有すること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . . 不合格 要件を満たしている . . . 合格				

提案に対する得点表

要求要件		配点/合否	評価	乗数	観点	得点
<ul style="list-style-type: none"> <li>電源装置 80 PLUS Gold以上の認定を取得したAC200V電源装置を2基搭載し、ホットプラグに対応していること。</li> <li>LAN 二重通信及びオートネゴシエーション機能を有する10GBASE-T対応ポートを2個以上有すること。</li> <li>筐体 EIA 19インチラックに搭載可能であり、2U以下であること。</li> <li>OS 仮想サーバのバックアップを行えるものを選択する。</li> </ul>	要件を満たしていない . . .	不合格				
	要件を満たしている . . .	合格				
	要件を満たしていない . . .	不合格				
	要件を満たしている . . .	合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>ファームウェアの改ざん検知 ファームウェアの改ざんを検知する機能を有することが望ましい。</li> </ul>	ファームウェアの改ざん検知機能を有する +1点					
2.4 仮想サーバ移行等						
(1) 各種サーバ						
<ul style="list-style-type: none"> <li>表 2.2-1 及び表 2.2-2 に記載する現行の仮想基盤で運用している仮想サーバを本調達仮想基盤サーバ上で動作するように仮想環境へ移行する作業を本調達の範囲内とする。但し、運用切替時点での差分設定・データ移行に関してはNIESと協議の上実施すること。</li> </ul>	要件を満たしていない . . .	不合格				
	要件を満たしている . . .	合格				
2.5 保守及びサービスレベル						
(1) 保守体制						
<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等のハードウェア又はソフトウェアに起因する障害が発生した場合は、通常勤務時間帯におけるNIESからの連絡に対し、一次切り分け後冗長化されていない機器は6時間以内、冗長化されている機器は48時間以内に現地にて作業に着手できる保守体制をとること。</li> <li>機器の状態監視等を行い、適宜予防保守を行うこと。</li> </ul>	要件を満たしていない . . .	不合格				
	要件を満たしている . . .	合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ機器においては、下記に示す事項に関する異常または障害兆候を検出し、メールで通報する機能を有すること。 ① CPU ② メモリ ③ 筐体内温度 ④ 筐体内電圧 ⑤ ファン ⑥ ネットワーク ⑦ ハードディスク</li> <li>各種装置等については、適宜、OS及び応用ソフトウェア等の保守（バージョンアップ等を含む。）及び情報セキュリティパッチ適応等の対策を実施すること。OS及び応用ソフトウェア等の製品保守の対応時間は、各種装置の製品保守と同じく又はそれ以上とすること。導入を提案するソフトウェアについて、これらの対応が困難な場合には、個別に理由を付し、代替措置等の具体的方策を示すこと。 なお、OS及び応用ソフトウェア等の保守及び情報セキュリティパッチ適応等の作業に必要とされる物品・ソフトウェア（アップデート媒体の入手など）はNIESが用意する。 事前の検証は、本調達の仮想環境を利用するか、又は機器の冗長性を利用すること。</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害発生時にあつては、納入物品の製造業者が複数に及ぶ場合にあつても、本システムの供給者が責任をもってすべての問題解決に当たること。</li> <li>本システム以外のNIES内のサブシステムのネットワーク経由での利用における障害については、NIES及び当該サブシステム納入業者と三者で連携し、問題解決に当たること。</li> <li>ネットワークサービス機器のバッテリー等(内蔵するものを含む) 消耗品及び消耗品の交換作業は本調達の範囲内とする。</li> </ul>						

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価乗数	観点	得点
<b>(2) サービスレベル</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの運用・管理に当たっては、以下のサービスレベルを目標とし、これを満たすための具体的な方策を提案すること。 導入後、定例運用会議においてサービスレベルの達成状況について報告し、サービスレベル未達成時には原因分析及び具体的な改善案を提案し、これらについてNIES担当者と協議の上、適切な対応を図ること。 以下に示す機器及びサービスに関するハードウェア障害への保守体制の共通事項として、NIES担当者からの連絡または自動通報に対して、交換部品等を冗長化されていないものは6時間以内、冗長化されているものは48時間以内に提供する体制を平日9:00~17:00の間、整えること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの可用性 サービスの可用性は 99.9%以上とする。可用性は以下の計算式で計算する。  <math display="block">\text{可用性}(\%) = \{1 - (\text{1か月の停止時間} \div (\text{1か月の可用予定時間}))\} \times 100</math>                     ※1か月の可用予定時間=(1日あたりの可用予定時間×1か月の日数)-計画停電等によりサービスが提供できない時間                      計画停電等(停電、メンテナンス、実験等で意図して止めなければいけない場合)</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスレベルアグリーメント (SLA) の締結 本業務の効率化と品質向上並びに円滑化を図るため、以下に示す管理指標に対してサービスレベルアグリーメント (SLA) を締結すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>運用管理業務の回答率 NIES担当者からの15時までの問合せに対する17時30分までの一次回答率、及び15時以降の問合せに対する翌勤務日(午前)10時30分までの一次回答率は 95%以上とすること。回答率は以下の計算式による。一次回答として、原因が特定できない事象や対処法が定まっていない場合については状況報告を行うこと。  <math display="block">\text{回答率}(\%) = (\text{設定時間内の回答数} \div (\text{設定時間内の問合せ数})) \times 100</math></li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害連絡時間 (7) NIES担当者から障害連絡を受け付けた場合には、すべて 1時間以内に一次切り分けを行い、状況を報告すること。 (4) 統合運用システム又はリモート監視により検出された障害について、各機器ベンダー等の保守要員に指示・応援を仰ぐ場合は、すべて 1時間以内に連絡すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>作業遅延の件数 NIES担当者が設定した所定の期日までに作業が完了しない件数は 0 件であること。対象となる作業を以下に示す。                      ・ウイルス対策、セキュリティパッチの適用等のセキュリティ管理                      ・アカウント登録、メール登録等のアカウント管理                      ・IP アドレスの付与、DNS サーバへの登録等の構成管理                      ・その他、NIES担当者が要請する作業</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスレベルアグリーメント (SLA) の改訂 設定した管理項目、管理指標値、保証値等については、必要に応じて見直しを実施し改訂するものとする。改訂の契機は以下のとおりとする。                      ① NIES及び請負者双方の合意事項に明確な変更が生じた場合                      ② NIES及び請負者双方が必要と認めた場合</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			

提案に対する得点表

	要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
	<p>サービスレベルアグリーメント(SLA)に係る免責事項 以下の場合は、サービスレベルアグリーメント(SLA)の適用外とする。</p> <p>① 災害又は請負者の責に帰すことのできない理由により電源供給が停止した場合</p> <p>② NIES 及び他の調達事業者の過失又は故意による障害の場合</p> <p>③ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害復旧が行えない場合</p> <p>④ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害監視が行えない場合</p> <p>⑤ 請負者の責に帰すことのできない理由により障害通知の受信ができない場合</p> <p>⑥ 本調達範囲外の機器に起因する障害</p> <p>⑦ NIES 及び請負者双方の協議の上で計測の除外とした場合(災害対策基本法に基づく災害 緊急事態の布告及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態の宣言などが行われる場合を含む。)</p>	<p>要件を満たしていない . . . 不合格</p> <p>要件を満たしている . . . 合格</p>				
	<p>サービスレベルアグリーメント (SLA) に係る是正措置 請負者は、統括責任者を中心としたサービスレベルマネジメント (SLM) を組織し、1ヶ月ごとにサービスレベルアグリーメント (SLA) の達成状況の確認を行い、請負者の責による未達成項目がある場合、請負者は以下に示すような措置により、達成率の向上に努めること。</p> <p>① 未達成の項目に対する改善策(仕組みや手続きの見直し等)を提示し、NIESの承認を得た上で対策を講じること。また、そのために必要となる作業等は請負者の負担で行うこと。</p> <p>② 改善策の実施効果を実施の月より 3ヶ月間、1ヶ月ごとの達成状況報告とともに報告し、NIESの承認を得ること。</p>	<p>要件を満たしていない . . . 不合格</p> <p>要件を満たしている . . . 合格</p>				

提案に対する得点表

要求要件	配点／合否	評価乗数	観点	得点
(3) 創意工夫の発揮可能性 本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。				
<ul style="list-style-type: none"> <li>NIESNETの運用管理業務の実施全般に対する提案 請負者は、別途定める様式に従い、運用管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等を提案すること。</li> </ul>	100点		<p>A 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設定作業の自動化による運用管理業務の質の向上など、仕様に記載された内容以外に当研究所にとって有益と判断できる追加提案があるか。</li> <li>遠隔監視、遠隔操作による運用管理業務の効率化などを、生じうるリスク・情報セキュリティ対策等の課題へ対応策を具体的に記載した上で質の向上の観点から提案がなされているか。</li> <li>本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</li> </ul> <p>B 0.7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔監視、遠隔操作による運用管理業務の効率化などを、生じうるリスク・情報セキュリティ対策等の課題へ対応策を具体的に記載した上で質の向上の観点から提案がなされているか。</li> <li>本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</li> </ul> <p>C 0.3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</li> </ul> <p>D 0</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされていない(なされていると認められない)。</li> </ul>	

提案に対する得点表

	要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
	<p>・事業内容に対する改善提案                      請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。特に、新しい仕組みや自動化技術の導入による効率化、請負者の臨時的な人員の拡充などによる提案が望ましい。</p>	50点	A	1	<p>・職員の新規な業務に対する対応力、フルブロードを確保した上でアカウントシステムに直接反映できるツールの導入など、新しい仕組みの導入により請負者の作業を省力化することなどコスト削減への提案が具体的に記載されているか。</p> <p>・AI、RPAなどを導入することによる運用管理業務の効率化または繁忙期における臨時的な人員の拡充などによる改善によって生じるコスト削減への提案が具体的に記載されているか。</p> <p>・本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</p>	
			B	0.7	<p>・AI、RPAなどを導入することによる運用管理業務の効率化または繁忙期における臨時的な人員の拡充などによる改善によって生じるコスト削減への提案が具体的に記載されているか。</p> <p>・本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</p>	
			C	0.3	<p>・本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされているか。また、提案内容が当研究所にもたらす効果について、提案事業者の比較優位性の観点から具体的に記載されているか。</p>	
			D	0	<p>・本要件の実現方法や根拠(妥当性の説明、過去の実績等)について、本業務と関連づけて有効な提案がなされていない(なされていると認められない)。</p>	

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価乗数	観点	得点
<b>2.6 運用管理業務</b>				
<b>(1) 業務内容</b>				
<b>a) 対象範囲</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>運用管理業務の対象範囲を以下とする。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①本調達により導入するネットワークサービス機器等の運用管理</li> <li>②別途調達による基幹ネットワーク機器等（別表-1参照）の運用管理（障害発生時の部品交換作業等は除く。障害発生時のサポート窓口との連絡調整、機器交換時等における各種再設定作業は含む。）</li> <li>③別途調達による（遠隔地分室等拠点間接続用）VPN接続機器（別表-1参照）の設定作業（遠隔地分室等拠点への機器の設置は除く。）</li> <li>④別途調達によるインターネット（SINET）接続の運用監視（死活監視及び障害発生時のサポート窓口との連絡調整等）</li> </ul> </li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>b) 運用管理手順書の作成</b>				
① 対象範囲の運用支援業務を行うために必要となる、運用管理手順書等の作成及び随時更新を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
② 運用管理手順書は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
③ 運用管理手順書等には、チェック基準や作業体制、情報セキュリティの観点による留意点など運用ルールについて記載した文書を含めること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
④ 基幹ネットワーク機器の更改時には、基幹ネットワーク機器の導入業者から納品された保守・運用支援に関する手順書等を保守要員に貸与する。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>c) 機器等の管理</b>				
<b>① ネットワークサービス機器及び基幹ネットワーク機器共通の運用管理</b>				
ア NIES担当者の依頼によりネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の設定変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
イ 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の脆弱性情報を確認し、影響範囲を考慮し、NIES担当者との協議の上、脆弱性対策・セキュリティパッチの適用を行うこと。 なお、これらの作業は事前の検証環境を本契約の仮想環境で構築するか、又は機器の冗長性を利用して行うものとする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
ウ 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の障害検知及びその可能性を認知した場合、障害の一次切り分けを行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
エ 運用対象となるネットワークサービス機器等の障害については請負者による復旧の後、障害報告書を作成し提出すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
オ 運用対象となる基幹ネットワーク機器の障害については、各機器のサポート窓口との連絡調整、復旧作業立会の上、必要に応じ、運用に必要な再設定の後、障害報告書を作成し提出すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>② ネットワークサービス機器の運用管理</b>				
ア NIES担当者の依頼によりネットワークサービス機器の設定変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
イ NIES担当者からの依頼により、NIES担当者が用意したWebコンテンツ（CGI、PHP等動的コンテンツを含む。）のアップロード、追加・修正・削除、アクセス制御のための設定を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
ウ NIES担当者の依頼によりデータベースのデータ更新を行うこと	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<b>③ 基幹ネットワーク機器の運用管理</b>				
ア NIES担当者の依頼により基幹ネットワーク機器の設定変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
イ 遠隔地分室等拠点間接続用のVPN接続機器の設定を行うこと（遠隔地分室におけるVPN接続機器の設置作業は除く。）	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			

## 提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
ワ 基幹ネットワーク機器等の障害及び基幹ネットワーク機器等で検知しうるネットワーク機器の障害について報告を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
d) アカウント管理					
① NIES担当者の依頼により運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の各種アカウントの管理を行うこと。また、年1回以上、定期的な管理者パスワードの変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
② NIES担当者の依頼により利用者アカウントの新規登録、廃止、変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
③ NIES担当者の依頼によりグループの新規登録、廃止、変更を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
④ NIES担当者の依頼により利用者アカウントのパスワード初期化を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
e) ホスト名管理					
① NIES担当者の依頼により当該ネットワークシステムへ接続する利用者機器について、ネームサービス（外部及び内部）へのホスト名の登録、変更、削除作業（MACアドレス登録・変更・削除を含む）を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
② ネームサービス（外部及び内部）登録状況について、特に外部ネームサービス登録情報については年1回以上の棚卸し作業をNIES担当者と連携して行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
③ NIES担当者の依頼により当該ネットワークシステムへ接続する利用者機器について、ネームサービス（外部及び内部）へのホスト名の登録、変更、削除作業を行うこと	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
④ NIES担当者が指定する当該ネットワークシステム外のIPアドレスについてネームサービス（外部及び内部）への登録、別名登録、変更、削除作業を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
f) 構成管理					
① 運用支援対象となるネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の構成管理を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
② 構成管理表においては、各機器のOS、ファームウェア、主要なミドルウェア等のバージョン管理、パッチ等適用状況、障害履歴等、運用管理に必要な項目を記入すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
③ 構成管理表は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
④ 電算機室内のネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等のラック搭載図を作成すること。随時ラック搭載図の更新を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
g) セキュリティ関連の対応					
① セキュリティ監視機器、セキュリティ監視サービスからのアラーム検知報告に関して、影響範囲の確認、利用者への連絡、NIES担当者への報告を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
② NIES担当者の依頼によりファイアウォールの各種レポートに関する調査を行うこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
③ 外部からの不正アクセス等に対する監視、解析、対策検討、提案を適宜実施すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
④ 別途調達するウイルス対策ソフトの管理サーバを運用管理し、ウイルス検出報告に関して、NIES担当者への報告を実施すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
⑤ 不審な通信を発信する端末に対する、通信調査、解析対応、利用者への連絡、NIES担当者への報告を実施すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
h) その他の運用管理業務					
① 作業報告、障害報告及びネットワークサービス機器等及び基幹ネットワーク機器等の状態について日次報告書を提出すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
② 作業報告及び障害報告をまとめた月次報告書を提出すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
③ 月次報告書は、本調達の契約期間終了の段階において、次期調達の際の参考資料として、入札参加希望者への閲覧資料とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
④ 機器等の統計情報などを記載した月別の利用統計資料を提出すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
(2) 運用支援体制					
・ 保守要員として、以下の要件を有する者を1名以上置くこと。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  2名以上の保守要員を配置する場合 +180点				
・ 保守要員のうち1名は、ネットワーク管理の経験を有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  5年以上10年未満の経験を有する場合 +5点 10年以上の経験を有する場合 +10点				
・ 保守要員のうち1名は、Webサーバ管理、データベース管理の経験を有すること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格  3年以上10年未満の経験を有する場合 +5点 10年以上の経験を有する場合 +10点				
・ 保守要員のうち1名以上をe)の要件に定める日数分常駐する保守要員（以降、「常駐保守要員」という）とし、上記2項目の経験を有する者を充てることとする。NIESの通常勤務時間帯をもって本契約の対象とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
常駐保守要員は週3日以内のリモート保守を可とする。ただし、2.5(1)の障害対応時には現地に常駐保守要員または代替要員が赴くこと。障害対応時に代替要員が現場対応する場合、上記 b)及びc)の経験の要件を除外する。常駐保守要員がリモート保守を行う場合も NIES の通常勤務時間帯を通じて専ら本業務に従事し、本業務以外の業務を行わないこと。リモート保守の実施は NIES の情報セキュリティポリシー及び実施手順に準拠すること。リモート保守の方式は NIESが定めるものとし、実施場所は常駐保守員の自宅または請負者の社屋内であること。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
・ 常駐要員が急病等のため対応困難な場合は即時、代替要員によって対応すること。代替要員のリモート保守の可否は事前の協議事項とする。	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				

提案に対する得点表

要求要件		配点/合否	評価	乗数	観点	得点
<p>チームリーダー及び支援チームを置き、必要に応じて、保守要員の支援等を行うこと。チームリーダーは、NIES担当者からの指示を保守要員へ伝達するとともに、指示に対する結果報告等、本業務における請負者側の業務管理等を行う。支援チームは、情報セキュリティ対策や障害発生時等の解決に向けて、より専門的な知見が必要となる場合の支援体制とする。チームリーダー及び支援チームについては非常駐とし、本業務専任でなくても良いものとする。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格	A	1	チームリーダーは本業務専任である。チームリーダーは常駐保守要員より長い業務経験と高度な専門的知見を有する者とする。		
	要件を満たしている . . . . . 合格	B	0.7	週例打ち合わせには、チームリーダーは必ず出席する。代理者が出席する場合はチームリーダーと同等の業務経験を有する。		
	チームリーダーのエフォート率 加点 +30点	C	0.3	NIESからの依頼により、チームリーダーは週例打ち合わせに出席する。		
		D	0	チームリーダー及び支援チームを設置する。		
<p>主な運用支援の内容は、NIESNETの運用への対応、外部向け・内部向けのWebサーバ、データベース等の運用に関する事項等である。ただし、一部、本調達外の自営サーバの監視や技術的な助言に関する対応が含まれる場合があるため留意すること。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<p>各運用支援項目については、適宜、各サービス停止時のメール通報、リモート監視体制等による効率的な監視体制を適切に取り入れるることにより、迅速かつ効率的な支援を行うこと。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<p>常駐保守要員の対応時間は原則として通常勤務時間帯とする。通常勤務時間帯外の業務は都度、NIES担当者との協議の上、別途契約する。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<p>常駐保守要員は、NIESNETの運用について、NIES担当者との週例打ち合わせに出席すること。週例打ち合わせにおいては、前週に実施した各種作業の報告、随時の課題等への対応確認・協議・合意等を行うことにより、進捗確認を行うこと</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<p>常駐保守要員及びチームリーダー又は支援チームのメンバーは、NIESNETの運用についてのNIES担当者との月例会議に出席すること。月例会議においては、前月のSLAの遵守状況、システム稼働状況、通信トラフィック状況、ウイルス対策サーバによるウイルス駆除状況等、当該システム全般の運用状況について報告すること。また、事業内容に対する改善提案を適宜行うこと</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<b>2.7 マニュアル等</b>						
<p>本調達に含まれるハードウェア、ソフトウェア及び各機能の設定情報等について、以下の項目に関するマニュアル等を提出すること。内容等の詳細については、落札後の打合せにおいて決定するものとする。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<b>(1) 製品マニュアル</b>						
<p>マニュアルは、原則として日本語のものとし、検索機能を有したオンラインマニュアルの整備を行うこと。なお、日本語で記載されたマニュアルが存在しない場合、翻訳等を行い、提供すること。なお、翻訳等の対象となるのは利用者向けマニュアルのみとする。オンラインマニュアルの提供が困難な場合には、その旨を明記することとし、印刷物により2部提供すること。なお、詳細については落札後協議し、決定する。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<b>(2) 設計書</b>						
<p>本システムの設計について、日本語による設計書として取りまとめ、PDF形式の電子ファイルで1部提出すること。提出物は運用中の設定変更に伴い随時更新を行い、都度バージョン管理を行うこと。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					
<b>(3) 利用手引書</b>						
<p>本システムの利用に必要な情報を日本語による利用手引書として取りまとめ、MS Office形式及びPDF形式の電子ファイルで各1部提出すること。</p>	要件を満たしていない . . . . . 不合格 要件を満たしている . . . . . 合格					

## 提案に対する得点表

要求要件		配点/合否	評価乗数	観点	得点
<b>(4) 管理手引書</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの管理に必要な情報を日本語による管理手引書として取りまとめ、冊子で2部、PDF形式の電子ファイルで各1部提出すること。</li> <li>冊子で提供する場合は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成29年2月7日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に従うこと。</li> <li>裏表紙に古紙パルプ配合率等その他基本方針の「印刷」に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮すること。ただし、リサイクル適性の表示は以下のとおりとする。</li> </ul> <p>「リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可 本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。」</p>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<b>(5) テスト報告書</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの総合テストの実施結果を日本語によるテスト報告書として取りまとめ、冊子で2部及びPDF形式の電子ファイルで1部提出すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針 (<a href="https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html">https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html</a>)を参考に適切な表示を行うこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<b>2.8 設置条件</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に規定の要件を全て満たすこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹ネットワーク機器（20kVAを超過しない）を含めたネットワーク室内設置システム全体で50kVA程度以内とすること。省エネルギーの観点からシステム全体の消費電力は少ないことが望ましい。</li> </ul>	システム全体の消費電力（所要電力）の総和が  20kVA以上25kVA未満の場合 2点 15kVA以上20kVA未満の場合 4点 15kVA未満の場合 6点				
<b>2.9 その他</b>					
<b>(1) 導入時注意事項</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>現行システムとの切り替えにおいては、可能な限りダウンタイムが短くなるよう、NIES担当者及び現行システム納入業者と十分な調整を行い、円滑なシステム導入に協力すること。</li> <li>また、本調達の対象外であるスイッチ類については、平成33年3月にシステム更改を予定していることから、その際の納入業者とも適宜調整を行い、円滑なシステム導入に協力すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>納入製品については新品であること（中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する）。メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報および保証期間が記載された保証書とする（上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること）。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>当該保証書は検取前確認時に提出する報告書と併せて提出すること。</li> </ul>					
<b>(2) セキュリティ</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>各機器のセキュリティには細心の注意の上、設計及び設定を行うこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>各サーバにおいて、セキュリティ上問題となる設定情報等のファイルについてはtripwire等を用いて自動監視を行い、改竄された場合には管理者に自動的に通知する機能を有すること。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>CSIRT等の報告について、本システムに該当する事項がある場合には、NIESへの報告・協議の上、適切な対策を施すこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価	乗数	観点	得点
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他、セキュリティについて必要と思われる事項については、提案書に具体的に列挙すること。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>本システムの運用前または運用開始後に、第三者による情報セキュリティ監査をNIESが実施した場合には、その結果に基づきNIES担当者との協議の上、発見された脆弱性に適切な対策を施すこと。なお、同監査は通常年1回程度とする。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急に対応すべきセキュリティ上の問題が発生した場合には、NIES担当者との協議の上、適切な対策を施すこと。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
(3) 個人情報の取扱い					
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、NIESから提供された個人情報及び本業務の遂行で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格				
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は国立研究開発法人国立環境研究所個人情報等保護規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤個人情報の管理状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務を遵守しなければならない (<a href="https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf">https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/kt_kojin.pdf</a>)</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記(1)及び(2)のほか、NIESは、請負者に対し、本業務の適性かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。</li> </ul>					

提案に対する得点表

要求要件	配点/合否	評価乗数	観点	得点
(4)情報セキュリティの確保				
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URL において公開している。 (<a href="https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf">https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf</a>)</li> </ul>	要件を満たしていない・・・ 不合格 要件を満たしている・・・ 合格			
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、独立行政法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるときまたは請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却または廃棄すること。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny等のP2Pソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>外注することとなる場合は、外注先にも以上と同様の制限を課して契約すること。</li> </ul>				
(5)組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	5点		女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等) ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 ※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。  次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定・トライくるみん認定) ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 ・トライくるみん認定 4点  若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点  ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	
合計(基礎点合計 500点、満点 1,000点)				

## 入札関係資料閲覧に関する誓約書

国立研究開発法人国立環境研究所 契約担当理事 殿

\_\_\_\_\_（以下、「弊社」という。）は、この度、国立環境研究所（以下、「貴研究所」という。）の行う「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」の入札（以下、「本入札」という。）に関する資料閲覧に関し、下記事項を誓約致します。

## 第1条（守秘義務の誓約）

弊社は貴研究所の許可なくして、社外はもちろん貴研究所職員で本件に直接関与していない者に対しても、本入札に関し弊社が知り得たすべての事項・情報を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束致します。

## 第2条（資料複写の禁止等）

弊社は、守秘義務を厳守するため、貴研究所より本入札に関し、開示された資料一切の複写をしないことを約束し、貴研究所より返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束致します。

## 第3条（入札後の守秘義務）

弊社は、貴研究所において本入札が行われた後といえども、第1条記載の事項・情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束いたします。

## 第4条（守秘義務違反後の処置）

弊社は、貴研究所とお約束した守秘義務に反した場合、貴研究所が行う合法的処置を受けることを約束いたします。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

## 守秘義務に関する誓約書（案）

国立研究開発法人国立環境研究所 契約担当理事 殿

\_\_\_\_\_（以下、「弊社」という。）は、この度、国立環境研究所（以下、「貴研究所」という。）の行う「国立環境研究所ネットワークサービス機器賃貸借一式及びネットワークシステム運用保守業務」を実施するにあたり、下記事項を誓約致します。

## 第1条（守秘義務の誓約）

弊社は貴研究所の許可なくして、社外はもちろん貴研究所職員で本件に直接関与していない者に対しても、本入札に関し弊社が知り得たすべての事項・情報を開示、漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束致します。

## 第2条（資料の返還等）

弊社は、守秘義務を厳守するため、貴研究所より本入札に関し、貸与された資料一切の保管を厳重に行うことを約束し、貴研究所より返還を要求された場合、これらの資料及びそのコピー並びにそれらに関する資料の一切を直ちに返還することを約束致します。

## 第3条（請負業務後の守秘義務）

弊社は、貴研究所において本請負業務が行われた後といえども、第1条記載の事項・情報を開示、漏洩もしくは使用しないことを約束いたします。

## 第4条（守秘義務違反後の処置）

弊社は、貴研究所とお約束した守秘義務に反した場合、貴研究所が行う合法的処置を受けることを約束いたします。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :